

~今日から ここから みんなから~なすか
ら男女共同参画計画



平成30年3月那須烏山市

はじめに

那須烏山市長 川俣 純子



人口減少、少子高齢化による核家族化の進展、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化していく中で、男女が共に活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みを行ってまいりましたが、施策の指針となる計画が策定されていなかったため、このたび『～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画』を策定しました。男女共同参画社会の実現にあたっては、「全員参加のまちづくり」が必要不可欠です。今後、この計画に基づき、地域社会一体となって、男女共同参画の取り組みを「覚悟」と「責任」と「対話」により着実に推進していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりまして、ご審議をいただきました那須烏山市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じ、貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画策定の背景…………… 1
- 3 計画の位置付け…………… 3

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標…………… 4
- 2 計画の期間…………… 5
- 3 計画の体系…………… 6

第3章 計画の内容

- 1 計画の内容…………… 7

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

- 施策の方向1 男女共同参画の理解促進…………… 7
- 施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習の充実…………… 9
- 施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶【DV防止基本計画】…………… 10

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

- 施策の方向1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進…………… 13
- 施策の方向2 地域における男女共同参画の推進…………… 14
- 施策の方向3 働く場における女性活躍の推進【女性活躍推進計画】…………… 15

基本目標3 互いを支え合える社会づくり

- 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の推進…………… 17
- 施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進…………… 19
- 施策の方向3 困難等を抱える男女への支援…………… 20

- 2 数値目標…………… 21

第4章 計画の推進

- 1 推進体制の充実…………… 22
- 2 計画の進行管理…………… 23

第5章 那須烏山市の現状

- 1 統計から見る那須烏山市の現状…………… 24
- 2 市民意識調査結果…………… 26
- 3 市民意識調査などから見る那須烏山市の課題…………… 45

資料編

那須烏山市男女共同参画推進委員会設置及び運営規程	4 6
那須烏山市男女共同参画推進委員会委員名簿	4 7
計画策定の経緯	4 8
男女共同参画社会基本法	4 9
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	5 4
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	5 5
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	6 5

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画のタイトル「～今日から ここから みんなから～」は、那須烏山市を表す「なすから」に「市民全員で今からでも身近なところからでも始めていこう」という想いを込めて名付けたものです。

平成29年に実施した市民意識調査の結果から、本市においても性別による固定的な役割分担意識があるということがわかりました。これは、歴史や環境、文化・慣習など、長い時間の中で形成された「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった考え方が残っていることの表れであると考えられます。しかしながら、現在の人口減少・少子高齢化や社会経済情勢の変化など様々な課題に対応していくためには、市民一人一人が性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに個性や能力を発揮していくことが必要です。これまでも、社会教育の分野などで様々な事業や支援などの取り組みを行い男女共同参画社会の推進を図ってきましたが、まだ十分とは言えません。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の問題も顕在化してきています。DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現のためには、DVを許さない社会の実現にも併せて取り組まなければなりません。

これらのことから、男女の人権の尊重を基本とした教育の充実、政策や方針の立案・決定段階における男女共同参画の実現、家庭・学校・地域での意識改革の取り組みの推進していくため、「～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画」を策定いたします。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、この年に第1回の世界会議「国際婦人年世界会議」が開催され、『世界行動計画』が採択されました。

また、国際婦人年に続く10年間を「国際婦人の10年」とし、国際婦人年の目標である「平等・発展・平和」の達成のための努力が行われることとなり、昭和54年（1979年）には、女性差別を撤廃し、男女の完全な平等を達成するための「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）が採択されました。

平成7年には、第4回世界女性会議において、21世紀に向けた「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」は、女性の地位向上のための国際的基準となっており、「北京宣言」後も定期的実施状況の評価・見直しが行われています。

平成23年（2011年）には、既存のジェンダー※関連4機関を統合し、「ジェンダー平等※ジェンダー…生物学的に個体が有する性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された役割などの社会的性差のこと

等と女性のエンパワーメント※のための国連機関（UN Women）」が設立され、世界、地域、国レベルでこれらの活動をリード、支援しています。

平成26年（2014年）の第58回国連婦人の地位委員会では、日本の提案による「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。

（2）国の動き

国では、平成11年に男女共同参画審議会の答申を受けて、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には同法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、同年には、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるような人権教育及び人権啓発を行うことを基本理念とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育推進法」という。）も制定されました。

平成13年には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）が制定されました。

平成27年には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、計画の実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

「男女共同参画社会基本法」「DV防止法」「女性活躍推進法」においては、その中で、当該市町村の区域内における施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

（3）県の動き

栃木県では、男女共同参画社会基本法を受けて、平成13年に「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。また、平成17年には、DV防止法を受けて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が、平成28年には、女性活躍推進法を受けて「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」が策定されました。現在、「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」に基づき、各種施策が総合的に推進されています。

（4）市の動き

こうした国・県の動きを受け、本市では男女共同参画に関する事業や「那須烏山市男女共同参画市内行動計画」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきましたが、さらなる推進と総合的な施策の指針となる計画を策定するため、平成

※エンパワーメント…力をつけること。自ら能力を高め、政治・経済・社会など社会のあらゆる分野で力を持った存在になること。

29年5月に「那須烏山市男女共同参画推進委員会」を設置するとともに、市民の男女共同参画に対する意識を把握するための市民意識調査を実施し、本市における男女共同参画計画を策定することとしました。

3 計画の位置付け

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

(2) 市町村基本計画としての位置付け

『基本目標1 男女共同参画の意識づくり』の『施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶』は、本市における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、DV防止法第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画（DV防止基本計画）」として位置付けます。

(3) 市町村推進計画としての位置付け

『基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり』の『施策の方向3 働く場における女性活躍の推進』は、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策の方向性を示すものとして、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」として位置付けます。

(4) 法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、人権教育推進法、DV防止法、女性活躍推進法、栃木県男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及びとちぎ男女共同参画プラン等県が策定する各計画を踏まえるとともに、那須烏山市総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っていきます。



男女共同参画シンボルマーク

平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局により男女共同参画のシンボルマークが作成されました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、広報や啓発、教育や学習を推進し、意識づくりを行います。

また、暴力等による人権侵害を許さない環境づくりを進め、市民一人ひとりが互いに思いやり人権を尊重し合う社会、男女が社会のあらゆる場面において対等な地位に立ち、男女共同参画社会の実現を目指していくような意識づくりを進めます。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

男女の意見が平等に社会へと反映されるように、行政や企業、団体等における政策・方針決定や企業立案の場への女性の参画を図ります。

また、男女が共に家庭や地域社会の一員としての責任を担い、それぞれの場面において能力を発揮するための環境づくりを進めます。

労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージ※に応じて多様な働き方を選択できるようにするための環境づくりを進めます。

基本目標3 互いを支え合える社会づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現のため、働き方を見直し、多様で柔軟な働き方ができる社会づくりを目指します。

誰もがいきいきと活躍していくため、健康づくりや高齢者や障がい者等の自立・社会参加の促進、困難を抱える人への支援など、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる社会づくりを進めます。

※ライフステージ…人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階

2 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度（2022年度）の5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを適宜行います。

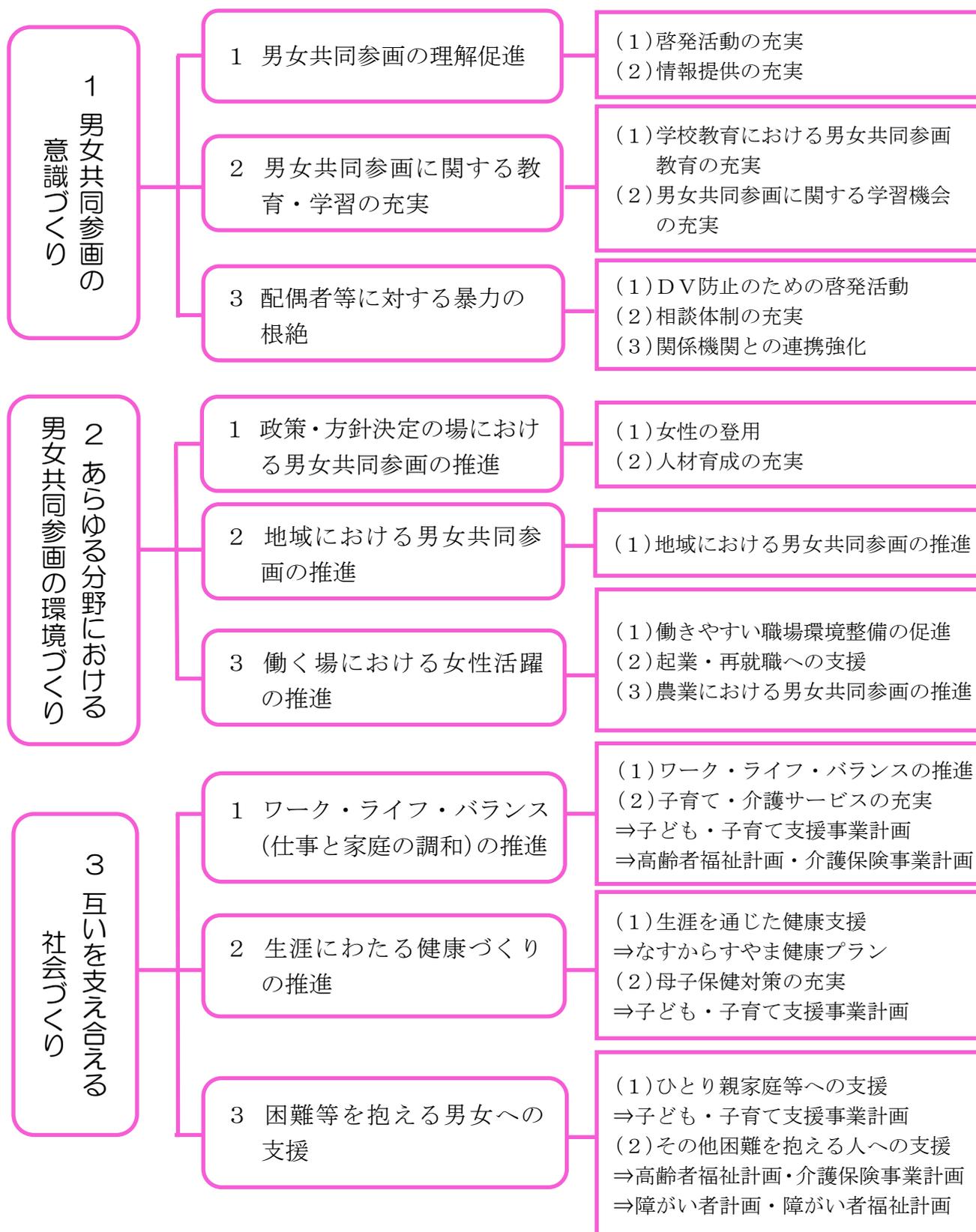
2018 年H30	2019 年 H31	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年
那須烏山市男女共同参画計画					第2次那須烏山市男女共同参画計画				

3 計画の体系

【基本目標】

【施策の方向】

【取り組み】



第3章 計画の内容

1 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

施策の方向 1 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの特性を認めつつ、お互いに思いやりが持てることが必要不可欠です。

市民意識調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は若い年代の方が薄くなっていますが、依然として残っていることがわかりました。また、女性より男性の方が固定的な役割分担意識が強くなっています。

これらの意識を変えていくため、意識啓発の広報活動を行っていきます。市民意識調査の結果から、世代により男女共同参画に関する意識が異なることや情報を入手する際に利用する媒体が違うことがわかりました。男女共同参画の意識啓発にあたっては、世代に合わせた啓発の方法や、男女共同参画への取り組みに触れる機会を多く作るような工夫をしていきます。

★は重点事業

(1) 啓発活動の充実

取り組み	事業の内容	担当課
★男女共同参画に関する講演会・フォーラムの開催	男女共同参画に関する講演会やフォーラムを開催し、男女共同参画意識の啓発を行います。	まちづくり課 生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
男女共同参画に関する講座・セミナーの開催	男女共同参画に関する講座やセミナーを開催し、男女共同参画意識の啓発を行います。	まちづくり課 生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
男女共同参画週間の周知	男女共同参画週間に向けたキャッチフレーズの募集や、男女共同参画週間の広報を行います。	まちづくり課

取り組み	事業の内容	担当課
★市の郵送物・配布物へ男女共同参画推進の表示	市から郵送する封筒などに男女共同参画を推進する旨の表示をし、男女共同参画に対する啓発を行います。	まちづくり課

取り組み	事業の内容	担当課
人権に関する啓発活動	「人権標語」「人権作文・ポスター」の募集、「人権の花」の実施、人権問題に関するリーフレットの配布を行い、人権意識の啓発を行います。	まちづくり課

(2) 情報提供の充実

取り組み	事業の内容	担当課
★広報紙・ホームページを活用した情報提供	広報紙へ男女共同参画に関する記事を掲載します。 市内外の講座・講演会について、広報紙やホームページへの掲載を行うことで、男女共同参画に関する情報提供を行います。	総合政策課 まちづくり課 生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
情報コーナーを活用した情報提供	市内外の情報誌・リーフレットを市施設の情報コーナーへ設置することにより、情報提供を行います。	まちづくり課 生涯学習課

施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

人間の意識や価値観は、幼少期から家庭・学校・地域社会の中で形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために教育・学習の果たす役割は大きいものがあります。

市民意識調査においても、男女共同参画社会の実現のためには学校教育や生涯学習・社会教育の場での学習の充実が重要であるという意見が多かったことから、固定的な役割分担意識を取り除き、男女がお互いの人権を尊重し合うことのできる「意識づくり」のため、あらゆる場面での男女共同参画に関する啓発や教育を行っていきます。

(1) 学校教育における男女共同参画教育の充実

取り組み	事業の内容	担当課
人権や性に関する学習の充実	学校教育の場において、男女の人権に関する授業を行います。 また、発達段階に応じ、性やLGBT※に関する理解を深めるための授業を行います。	学校教育課

取り組み	事業の内容	担当課
人権講演会・フォーラムの開催	教職員や社会教育に携わる関係者等を対象とした人権教育指導者研修を実施します。	学校教育課 生涯学習課

(2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

取り組み	事業の内容	担当課
男女共同参画に関する講座・セミナーの開催【再掲】	男女共同参画に関する講座やセミナーを開催し、学習機会の提供を行います。	まちづくり課 生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
男女共同参画講座受講費補助制度	とちぎ男女共同参画センター等が主催する男女共同参画講座の受講費を補助することにより、学習機会を充実させます。	まちづくり課

※LGBT…女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、トランスジェンダー (心と体の性が一致しない) (Transgender) の各単語の頭文字を組み合わせた表現。

施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶【DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に、DVは重大な人権侵害であり被害者を深刻な状況に追い込むことが多くあります。

市民意識調査において、1割以上の方が配偶者や交際相手からDVを受けたことがあると答えており、なかでも女性については約15%にのぼります。暴力の内容は、「身体的な暴力(なぐる・蹴るなど)」以上に「精神的な暴力(怒鳴る・暴言など)」が多かったほか、「社会的な暴力(付き合いや行動の監視・制限など)」「経済的な暴力(生活費を渡さない・お金の使途を厳しくチェックするなど)」「性的な暴力(性行為の強要・避妊に協力しないなど)」の被害もありました。

DVを受けた際に相談した人の割合は半数程度であり、その相談先も「家族、友人」が圧倒的に多く、専門機関や警察などに相談した割合は非常に低くなっています。

このようなことから、相談窓口情報の周知徹底や被害者の立場に立った利用しやすい相談体制・支援体制の充実を図るとともに、早い段階からの人権教育や啓発事業に取り組むなど、DVが人権の侵害であるとの認識について広く定着させる必要があります。

また、DVは配偶者間だけでなく、若年層の恋人間でも発生しており「デートDV」と呼ばれています。DVの発生を防ぐには、若いころから性別に関わらずお互いを尊重し、暴力で相手をコントロールすることは許されないという意識を醸成することが重要です。そのため、学校教育や市広報紙等によりDVに関する啓発をしていくこととします。

★は重点事業

(1) DV防止のための啓発活動

取り組み	事業の内容	担当課
DVに関する広報の充実	リーフレットの設置や広報紙・ホームページへの掲載等により、DV防止についての広報を行います。	まちづくり課 こども課

取り組み	事業の内容	担当課
イベント時における啓発活動	健康福祉まつりをはじめとした市のイベント等において、DVに関する啓発を行います。	こども課

取り組み	事業の内容	担当課
★デートDVに関する啓発	学校教育等の場において、リーフレットの配布等を実施するなど、デートDV防止の啓発を行います。	こども課 学校教育課

取り組み	事業の内容	担当課
女性に対する暴力をなくす運動の推進	毎年11月12日から25日に行われている、「女性に対する暴力をなくす運動」を推進するため、市イメージキャラクターや職員のパープルリボン着用及び窓口での配布、ホームページ等での啓発を行います。	まちづくり課 こども課

(2) 相談体制の充実

取り組み	事業の内容	担当課
相談体制の整備及び各種相談窓口周知	婦人相談員を配置し被害者の相談に応じるほか、各種相談窓口や専門機関の周知を行うなど、必要な支援を行います。	こども課

取り組み	事業の内容	担当課
婦人相談員の対応力向上	研修会等へ参加することにより、婦人相談員のスキルアップを図り、DV被害者等への対応力を向上させます。	こども課

取り組み	事業の内容	担当課
相談シートの作成	DVの被害者に対して速やかな対応が可能になるように、被害者相談シートを作成します。	こども課

(3) 関係機関との連携強化

取り組み	事業の内容	担当課
関係機関との連携強化	緊急性のある被害者や、日本語が苦手な外国人被害者など、状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関や庁内関係各課との連携を強化します。	こども課



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、平成13年に内閣府男女共同参画局により女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークが制定されました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

施策の方向1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

女性の審議会・委員会等への登用数は増加傾向にありますが、政策や方針決定の場に女性が参画する機会はまだまだ多いとはいえず、女性の声が届きにくい状況にあります。本市における平成29年3月時点の女性の登用率は21.5%となっており、総合計画の目標値とはまだ大きな差があります。

市民意識調査においては、『議員や行政機関の委員など、政策方針決定の場に女性が参画すること』について、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」という意見が半数以上あり、「男女半々になるくらいまで増える方がよい」「男性を上回るほど増える方がよい」まで加えると7割を超え、さらなる女性の参画が求められていることがわかります。

市の施策や方針決定の場において男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や考え方が反映されるよう、審議会・委員会等への女性の参画を推進していきます。

★は重点事業

(1) 女性の登用

取り組み	事業の内容	担当課
★審議会・委員会等への女性委員の登用	各審議会・委員会等における女性委員の登用率の上昇を図り、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進を行います。	全課

(2) 人材育成の充実

取り組み	事業の内容	担当課
リーダーの育成・研修会	地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、女性教育指導者研修等研修会への参加を支援します。	生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
女性団体への活動支援	女性団体連絡協議会及びその構成団体への活動支援を行うことで、組織の活性化を行います。	生涯学習課

施策の方向 2 地域における男女共同参画の推進

自治会等の地域活動については、慣例等により男性が役職に就くという傾向が多くみられます。

市民意識調査においても、『男女の地位はどの程度平等になっているか』について、「町内会や自治会等の地域社会」においては「男性優遇・どちらかと言えば男性優遇」が半数以上であり、「平等になっている」という割合は、女性 17.4%、男性 29.4%でした。

地域の活性化や地域の課題解決、災害時のきめ細かな対応をしていくためには、男女が共に協力して活動に参加することが必要であることから、地域における男女共同参画を推進していきます。また、男女共同参画社会の実現には地域と行政が協働して取り組みを進めることが必要であることから、地域で活動する団体への支援等を行います。

(1) 地域における男女共同参画の推進

取り組み	事業の内容	担当課
自治会役員等への女性の参画促進	自治会活動において、男女共同参画の推進が図れるよう女性役員の登用の推進を行います。	総務課

取り組み	事業の内容	担当課
女性団体への活動支援【再掲】	女性団体連絡協議会及びその構成団体への活動支援を行うことで、組織の活性化を行います。	生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
まちづくり団体・NPO法人など各種団体への活動支援	各種団体への活動支援を通じて、地域と行政の協働による男女共同参画社会の推進を行います。	まちづくり課

取り組み	事業の内容	担当課
地域の防災活動における男女共同参画の推進	地域の防災活動・避難所運営等について男女共同参画の視点で行えるような体制づくりを支援します。	総務課

施策の方向3 働く場における女性活躍の推進【女性活躍推進計画】

女性が仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようするために、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるような取り組みを進めていきます。

市民意識調査において、「女性が働き続けるために必要なこと」「女性が再就職するために重要なこと」として、「企業等事業所の理解」「企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実」「フレックスタイム制の導入や介護休業など休暇制度の充実」についていずれも9割近い人が「とても重要」又は「重要」と答えており、女性の活躍推進に企業の協力は不可欠です。女性が活躍しやすい環境づくりができるよう、企業の理解を得るための啓発を行っていきます。

また、職業能力の開発や再就職の支援、起業の支援などについては、商工会など関連団体と連携し、働く場で女性の能力が充分発揮できる環境を整えます。

★は重点事業

(1) 働きやすい職場環境整備の促進

取り組み	事業の内容	担当課
女性が活躍しやすい職場環境づくりの推進	男女雇用機会均等法や男女共同参画について市内企業への情報提供・啓発活動を実施します。	商工観光課

取り組み	事業の内容	担当課
育児・介護休業制度の普及啓発	市内企業に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を行います	商工観光課

取り組み	事業の内容	担当課
★経営者や管理職への啓発	企業の経営者や管理職に対し、職場環境づくりに関するロールモデル※等の情報を提供します。	商工観光課

取り組み	事業の内容	担当課
各種ハラスメント防止の啓発	企業等事業所に対し、各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ等）防止の啓発を行います。	商工観光課

※ロールモデル…模範となる存在。具体的な行動や考え方の模範となる人物。

(2) 起業・再就職への支援

取り組み	事業の内容	担当課
起業を目指す女性などへの支援	各機関が実施する起業に関するセミナー等の開催や情報提供を行います。	商工観光課

取り組み	事業の内容	担当課
再就職に関する情報の提供	関係機関と連携し、求人情報や合同説明会など再就職に関する情報提供を行います。	商工観光課

取り組み	事業の内容	担当課
男女共同参画講座受講費補助制度【再掲】	とちぎ男女共同参画センターが主催する講座の受講費を補助し起業・再就職を支援します。	まちづくり課

(3) 農業における男女共同参画の推進

取り組み	事業の内容	担当課
女性農業者の育成・支援	女性農業士など女性農業者の育成のため、相談や団体の支援等を行います。	農政課

取り組み	事業の内容	担当課
家族経営協定の締結促進	家族農業経営に携わる女性が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や見直しを推進します。	農政課

基本目標3 互いを支え合える社会づくり

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進のためには、長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方を見直し、男性の育児休業の取得促進など、多様で柔軟な働き方の導入の重要性について広く周知していく必要があります。

市民意識調査における「生活の中の優先度について」では、『希望する生活』は「家庭生活と仕事をともに優先」が一番だったものの、『現実の生活』は「仕事を優先」が一番多くなっていました。「家庭での担当」についての設問では、家事・育児・介護を行っているのは主に女性であるという回答の割合が非常に多く、家庭での男女共同参画は浸透していない状況であるといえます。家庭での固定的な役割分担意識を見直し、男女が共に家事・育児・介護などに参画できるよう、家庭における男女共同参画を推進します。

なお、子育て・介護に関する事業については、「那須烏山市地域福祉計画」の個別計画である「子ども・子育て支援事業計画」「介護保険事業計画」に位置付けられていますので、それらの計画に基づいて事業を行っていきます。

★は重点事業

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

取り組み	事業の内容	担当課
★ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭の調和に関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・周知を行います。	商工観光課

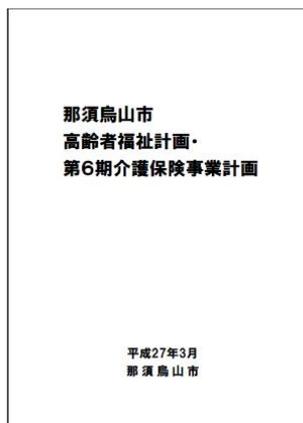
取り組み	事業の内容	担当課
男性への意識啓発	男性の家事・育児・介護等への参画について、男性自身の意識啓発を目的とした講座の実施や情報の提供などを行います。	まちづくり課 生涯学習課

取り組み	事業の内容	担当課
育児・介護休業制度の普及啓発【再掲】	市内企業に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課

(2) 子育て・介護サービスの充実

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育ての支援 ・保育サービスの充実 ・子どもたちの安全の確保 ・待機児童の解消 など 	<p>「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて事業を実施し、これらを推進していきます。</p>	<p>こども課</p>

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり ・健康で生きがいのある生活の支援 ・利用者の視点に立ったサービスの充実 	<p>「介護保険事業計画」に基づいて事業を実施し、これらについて推進していきます。</p>	<p>健康福祉課</p>



施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

誰もが互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現には、男女がお互いの性を尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

特に、女性は男性と異なる健康上の問題に直面するため、ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援を充実させ、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を推進し、性差に配慮した支援に努めます。

なお、これらに関する事業については、「那須烏山市地域福祉計画」の個別計画である「なすからすやま健康プラン」「子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられていますので、それらの計画に基づいて事業を行っていきます。

(1) 生涯を通じた健康支援

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の健康づくり ・楽しみながらトライできる健康づくり ・支えあう仕組みがあるまちづくりの構築 など 	「なすからすやま健康プラン」に基づいて事業を実施し、これらについて推進していきます。	健康福祉課

(2) 母子保健対策の充実

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭の健康の確保 ・食育の推進 ・小児医療体制の充実 など 	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて事業を実施し、これらについて推進していきます。	健康福祉課 こども課



施策の方向3 困難等を抱える男女への支援

ひとり親家庭や高齢者、障がい者など困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援することは、誰もがいきいきと活躍できる社会を実現するために大切なことです。

「ひとり親家庭等の自立支援」「障がい児施策の充実」等に関する事業については、「那須烏山市地域福祉計画」の個別計画である「子ども・子育て支援事業計画」に、「自立を支える生活支援サービス」「介護予防の推進」等については「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に、障がい者の「相談支援体制の充実」「自立支援医療」等については「障がい者福祉計画」にそれぞれ位置付けられていますので、それらの計画に基づいて事業を行っていきます。

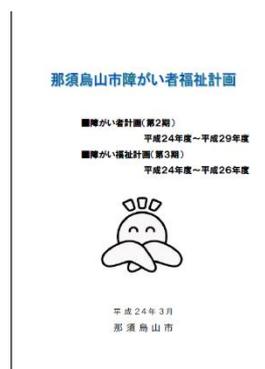
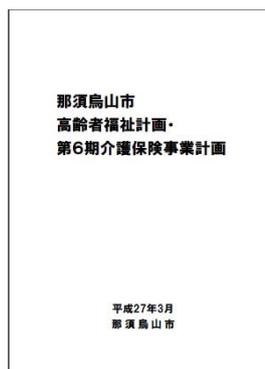
(1) ひとり親家庭等への支援

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の自立支援 援護を必要とする子育て家庭の支援 など 	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて事業を実施し、これらについて推進していきます。	健康福祉課 こども課

(2) その他困難を抱える人への支援

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり 健康で生きがいのある生活の支援 利用者の視点に立ったサービスの充実 など 	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて事業を実施し、これらについて推進していきます。	健康福祉課

取り組み	事業の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で安心した生活ができる共生の地域社会 など 	「障がい者計画・障がい者福祉計画」に基づいて事業を実施し、これらについて推進していきます。	健康福祉課



2 数値目標

計画期間終了時に達成すべき数値目標として次の5項目を設定します。

指標	数値目標	
	現状値 (平成 29 年度) 2017 年度	目標値 2022 年度
男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に反対である市民の割合※1	53.2%	70%
夫婦間の役割分担の現状について、満足している市民の割合※2	65.5%	80%
審議会・委員会等への女性の登用率	21.5%	35%
配偶者や交際相手から暴力（身体的暴力・精神的暴力・社会的暴力など）を受けた経験がある市民の割合	女性 15.5%	女性 7.8%
	男性 5.6%	男性 2.8%
職場において男女が平等となっていると思う市民の割合	21.8%	33%

指標 1、2、4、5（平成 29 年市民意向調査）

指標 3（平成 29 年版男女共同参画に関する年次報告）

※1 「反対」「どちらかと言えば反対」の合計割合

※2 「満足」「やや満足」の合計割合

男女共同参画に関する日・週間

3月 8日	国際女性デー
4月 10日～16日	女性週間
6月 1日	人権擁護委員の日
6月 23日～29日	男女共同参画
11月 12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動
12月 4日～10日	人権週間
12月 10日	人権の日

第4章 計画の推進

1 推進体制の充実

(1) 推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識したうえで、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要になります。

また、市だけでなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、市男女共同参画推進委員会の意見を伺い、市民及び事業者等の理解と協力を得ながら、基盤となる推進体制の充実に努めます。

① 庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していくためには、行政が果たす役割は大きく、その内容は幅広い分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制により推進することで計画の実現へ向かっていきます。

那須烏山市男女共同参画計画を推進するための庁内組織として、「那須烏山市男女共同参画庁内行動計画」における推進委員会を活用し、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

毎年、各課の取り組みの実施状況について確認し、改善しながら進めていきます。

② 市民との連携

男女共同参画社会の実現には、市民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。市民が行動しやすい環境を整えるため、関連する情報等のわかりやすい広報に努め、啓発活動を行います。

③ 団体・事業所等との連携

市内の団体、事業所など男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

④ 国・県・近隣市町・関係機関等との連携

市の男女共同参画計画を効果的に推進していくため、国・県や近隣市町等との連携や情報の収集・共有に努め、施策の推進に活かします。

(2) 男女共同参画推進委員会

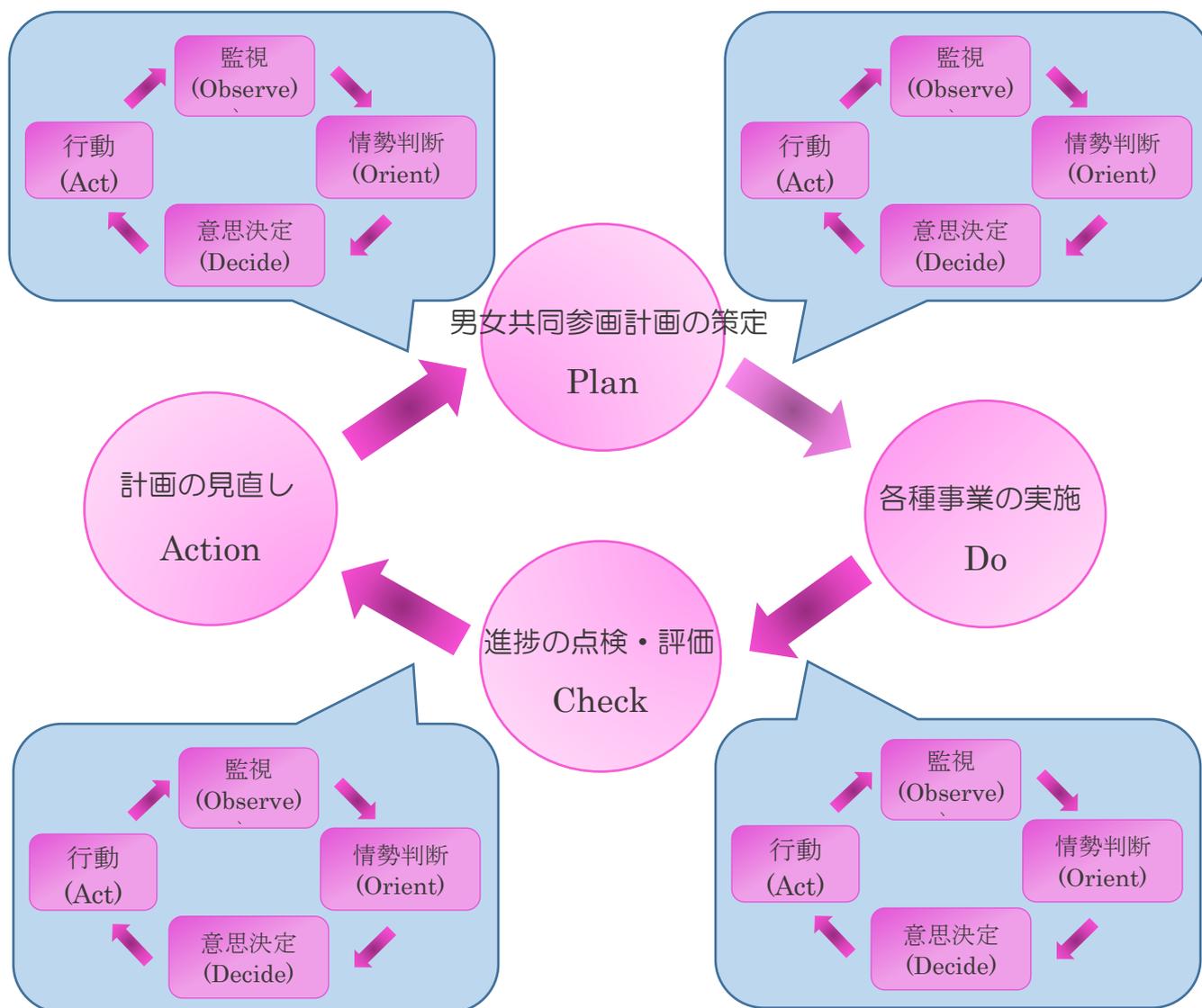
市の男女共同参画計画の推進に関する取り組みについて毎年点検・評価し、必要と認められる事項について市に促進や改善の意見を述べます。

(3) 条例制定・男女共同参画宣言

本市における男女共同参画社会づくりへの取り組みを一層推進するため、男女共同参画推進条例の制定や男女共同参画宣言についても検討していきます。

2 計画の進行管理

市の男女共同参画計画を実行性のあるものにするため、男女共同参画の推進に関する取り組みの実施状況をPDCAサイクル(計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act))により定期的に点検・評価することにより進行管理を行います。

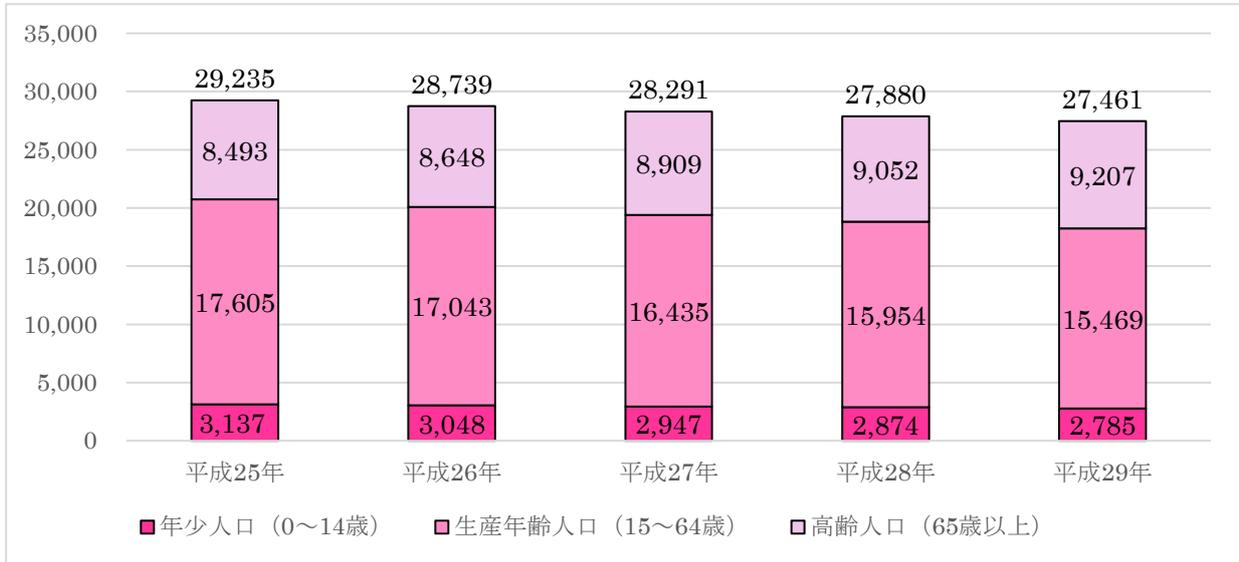


また、社会情勢の変化等に迅速に対応できるよう、各場面においてOODAループ(ウーダグループ) (監視 (Observe) → 情勢判断 (Orient) → 意思決定 (Decide) → 行動 (Act)) も活用しながら、進行管理を行います。

第5章 那須烏山市の現状

1 統計からみる那須烏山市の現状

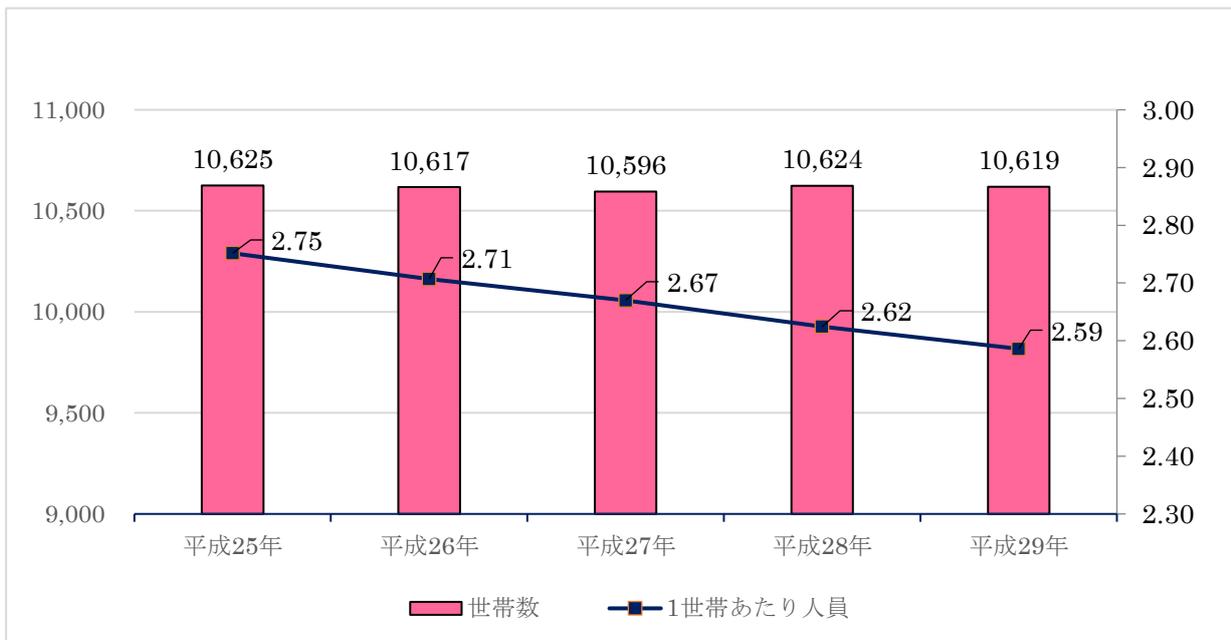
(1) 人口の推移



資料：住民基本台帳

- ・人口は減少が続いている中で、高齢人口は増加を続けています。
- ・年少人口は、人口総数の推移を上回る速度で減少しています。

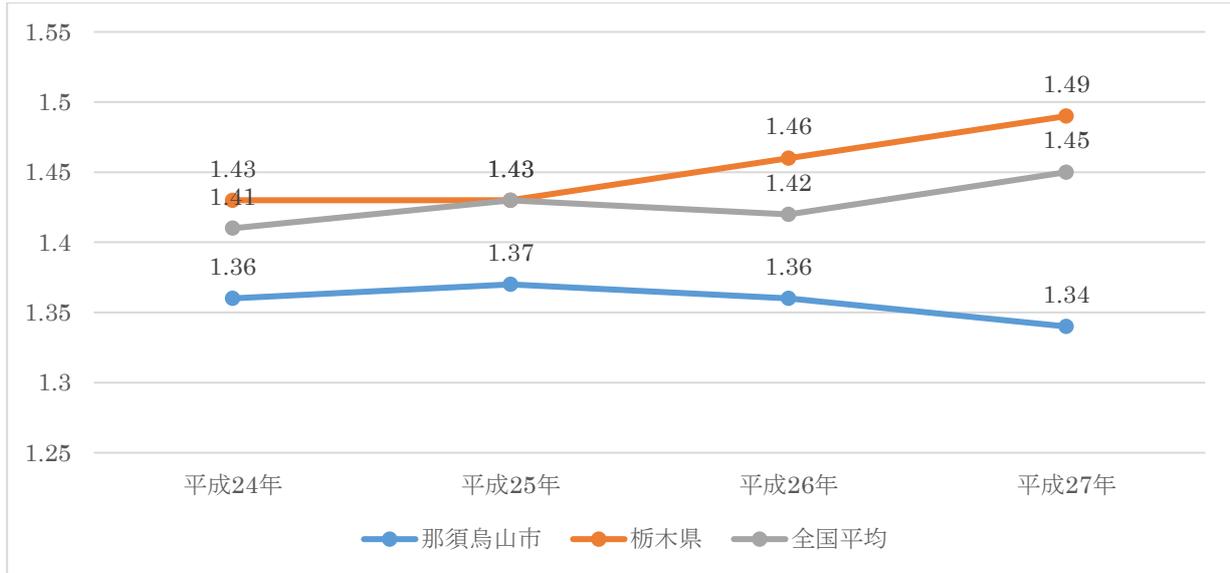
(2) 世帯の状況



資料：住民基本台帳

- ・世帯数は横ばいで推移していますが、1世帯あたり人員は減少を続けています。

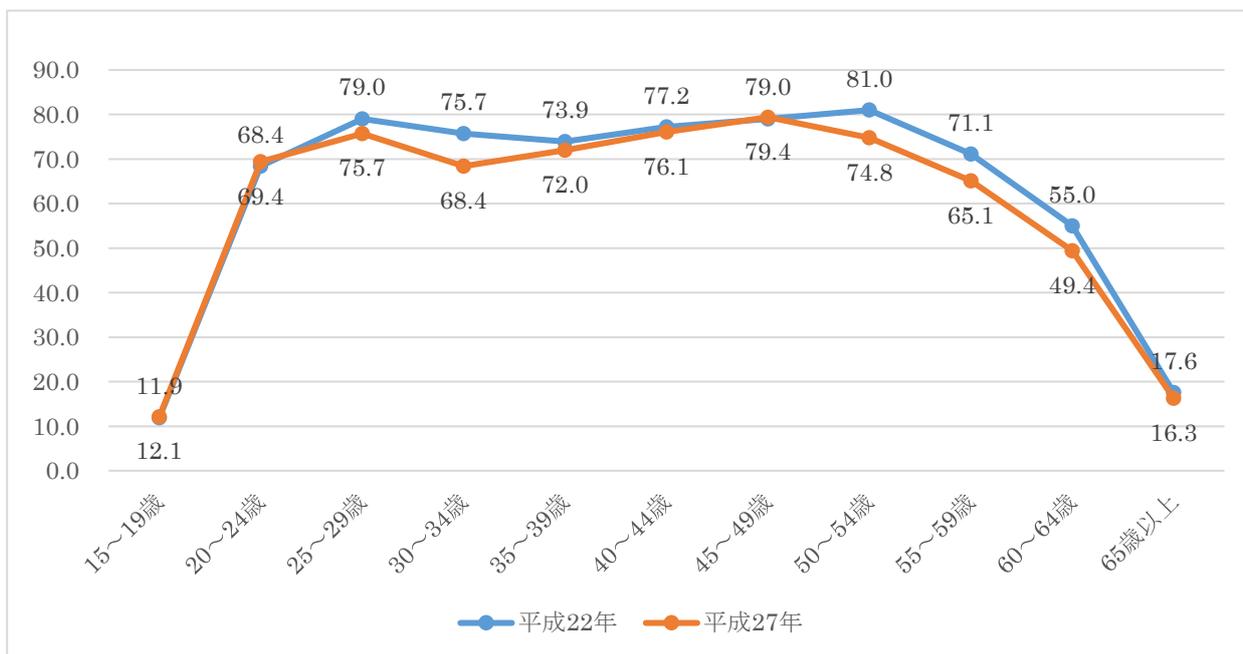
(3) 合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

- ・合計特殊出生率については、全国平均・栃木県に比べてやや低い数値で推移しています。また、全国平均・栃木県が上昇基調であるのに対して、本市は下落基調になっています。

(4) 女性の就労状況



資料：国勢調査

- ・女性の就労率については、本市においても30歳代の落ち込みが見られ、日本における就業形態の特徴と言われるM字カーブ※を描いています。

※M字カーブ…就業率をグラフで表すと、学校卒業後の20代が高く、出産・育児期にあたる30代で落ち込み、子育てが一段落した40代で再上昇し、「M」の形に似た曲線を描く形態

2 市民意識調査結果

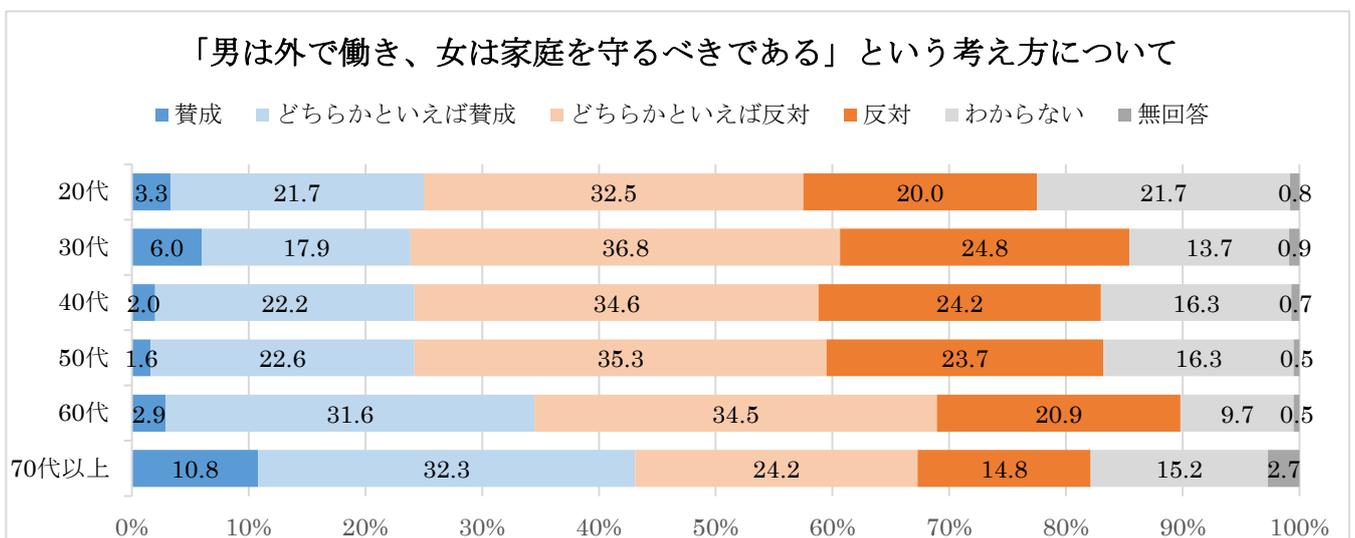
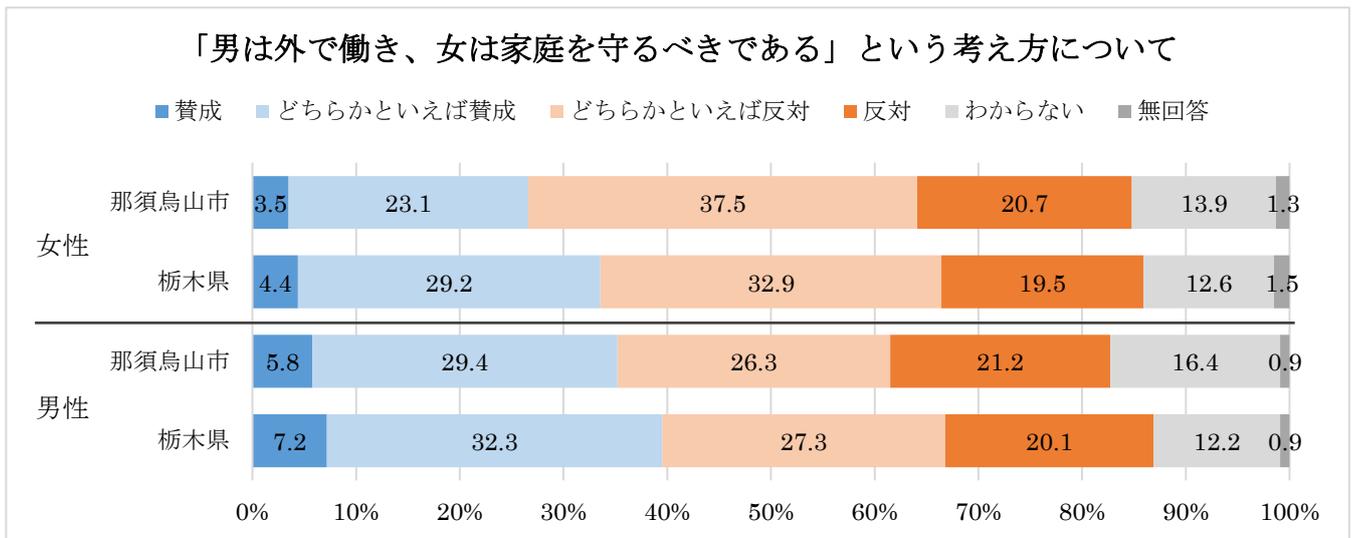
調査対象 20歳以上の市民
 標本数 2400人
 抽出方法 住民基本台帳に基づく各年代男女200人ずつを無作為抽出
 調査方法 郵送配付・郵送回収
 調査期間 平成29年8月30日～9月19日

標本数 2400人
 回収数 1011人
 回収率 42.1% (男性38.6% 女性45.1%)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
回答率	30.0%	29.3%	38.3%	47.5%	51.5%	55.8%		42.1%
回答数	120	117	153	190	206	223	2	1,011
男女別	59・61	45・71	67・86	84・105	92・113	114・105	9	

※年齢は回答したが性別について無回答の人がいるため男女別と回答数が一致しない。
 ※栃木県の値は、「男女共同参画社会に関する意識調査報告書(平成27年3月)」のもの

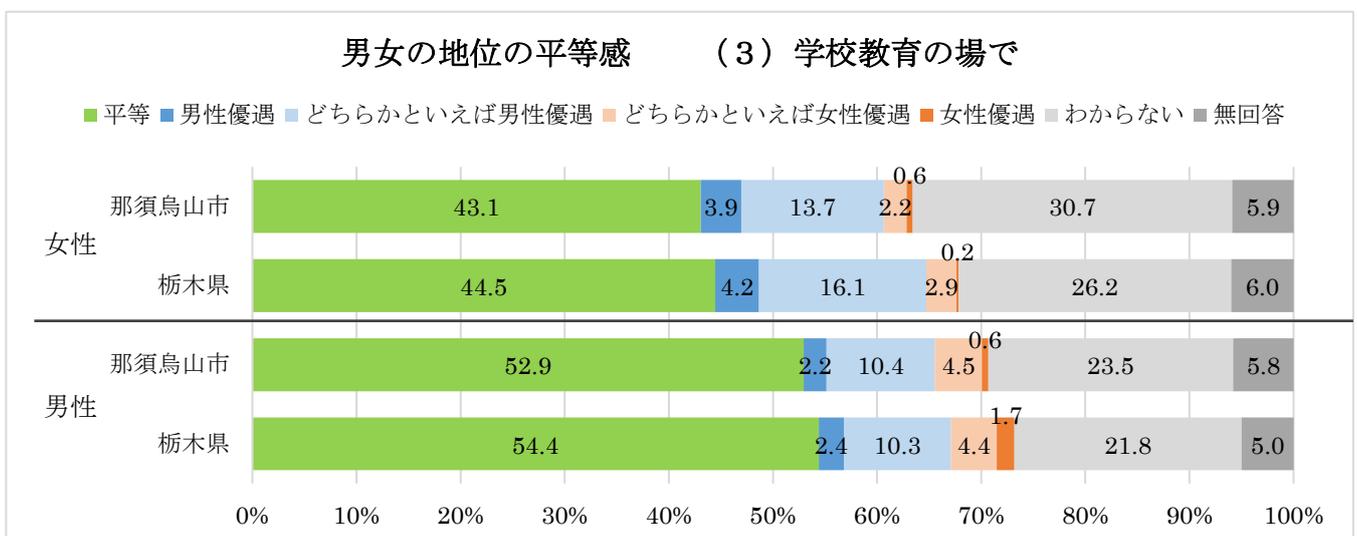
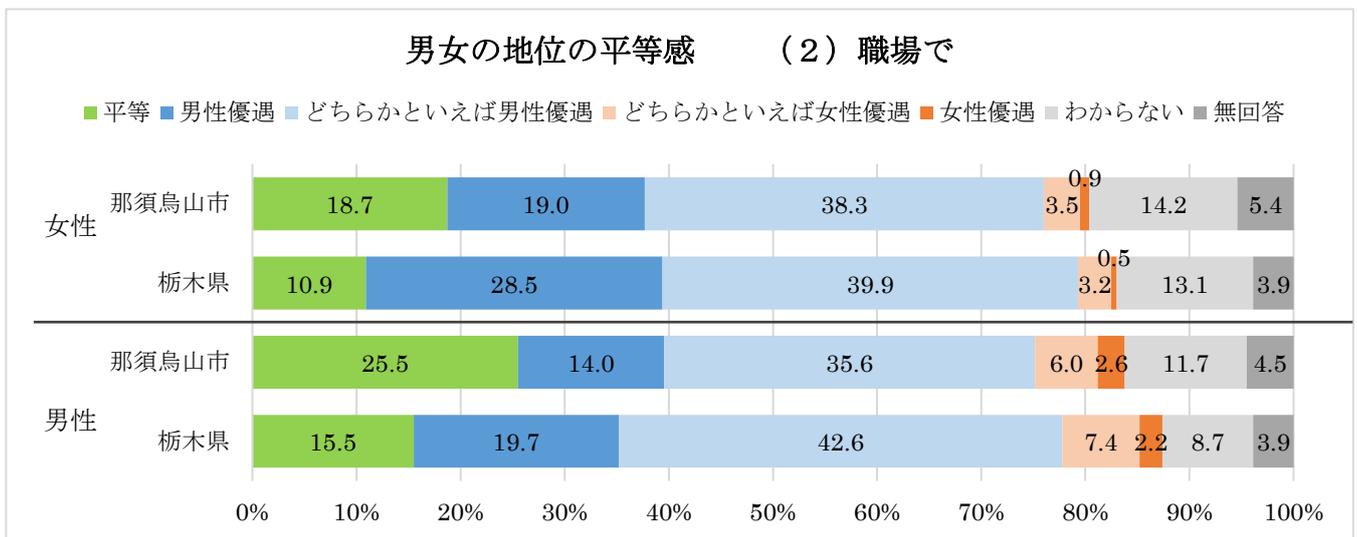
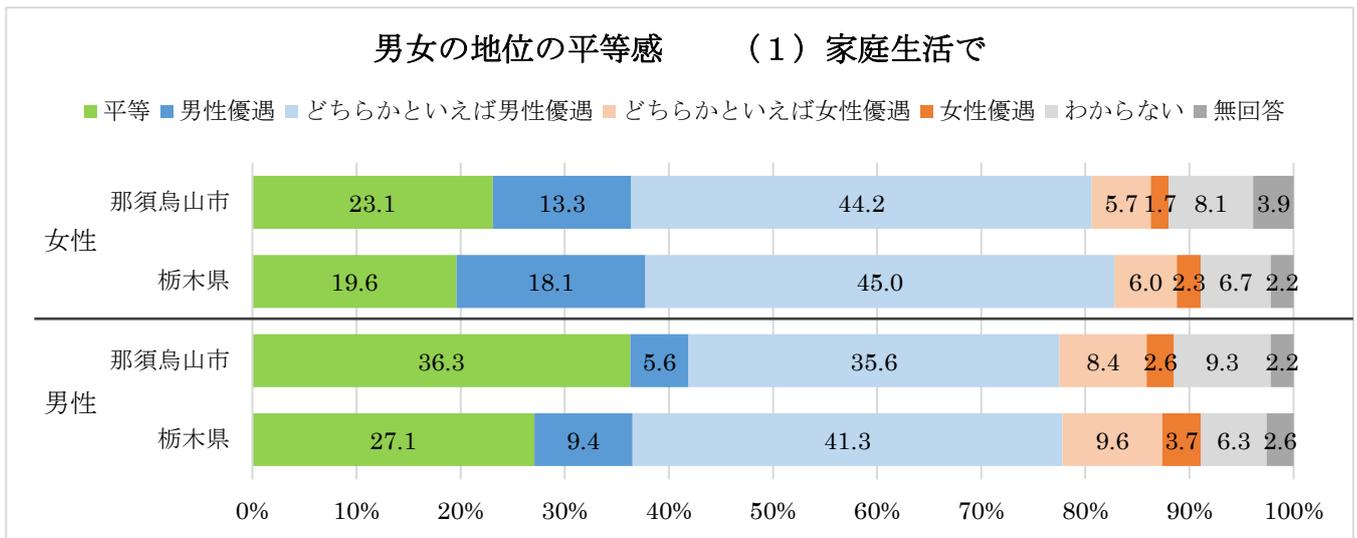
問1 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について



男女別では『反対』（「どちらかといえば反対」を含む）という意見は、女性58.2%、男性47.5%といずれも『賛成』（「どちらかといえば賛成」を含む）の女性26.6%、男性35.2%を上回っている。

年代別では70代以上で『賛成』43.1%、『反対』39.0%と『賛成』が『反対』を上回るという結果になっているが、60代以下については『反対』が『賛成』を上回っている。若い世代の方が固定的性別役割分担の意識が薄く、男女共同参画の意識が高いと言える。

問2 男女の地位はどの程度平等になっていると思うか



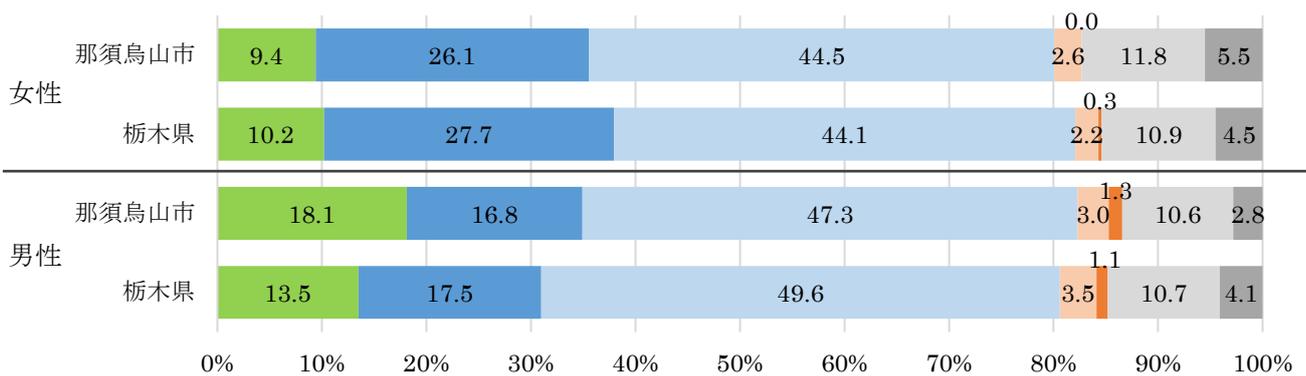
男女の地位の平等感 (4) 町内会や自治会等の地域社会で

■ 平等 ■ 男性優遇 ■ どちらかといえば男性優遇 ■ どちらかといえば女性優遇 ■ 女性優遇 ■ わからない ■ 無回答



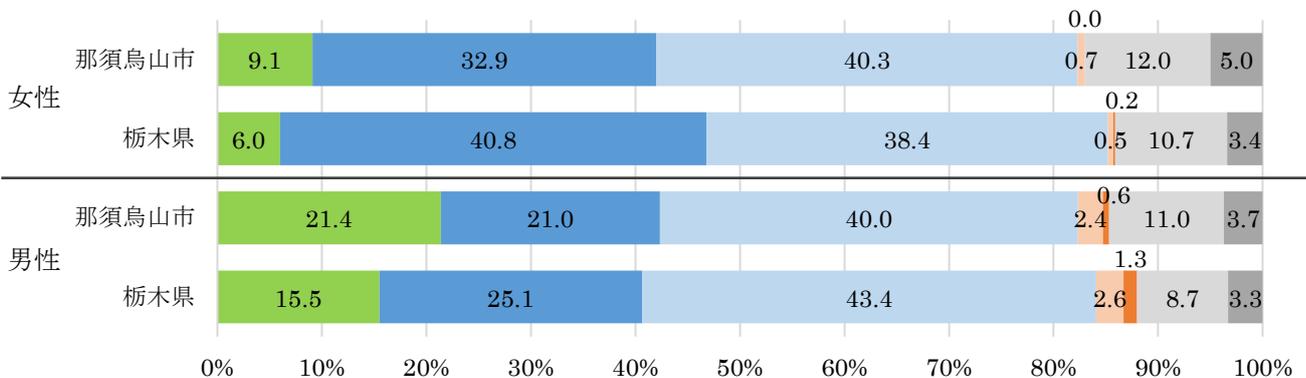
男女の地位の平等感 (5) 社会通念・習慣・しきたりなどで

■ 平等 ■ 男性優遇 ■ どちらかといえば男性優遇 ■ どちらかといえば女性優遇 ■ 女性優遇 ■ わからない ■ 無回答



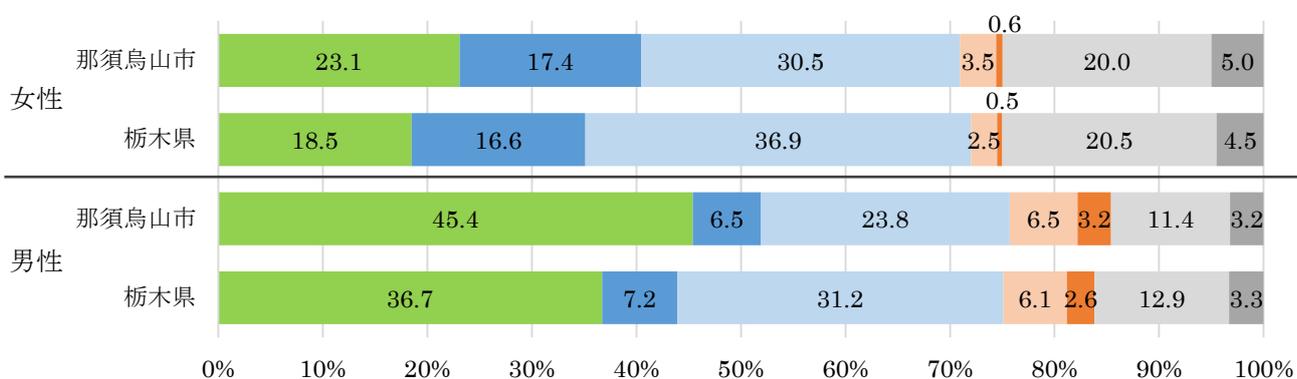
男女の地位の平等感 (6) 政治の場で

■ 平等 ■ 男性優遇 ■ どちらかといえば男性優遇 ■ どちらかといえば女性優遇 ■ 女性優遇 ■ わからない ■ 無回答



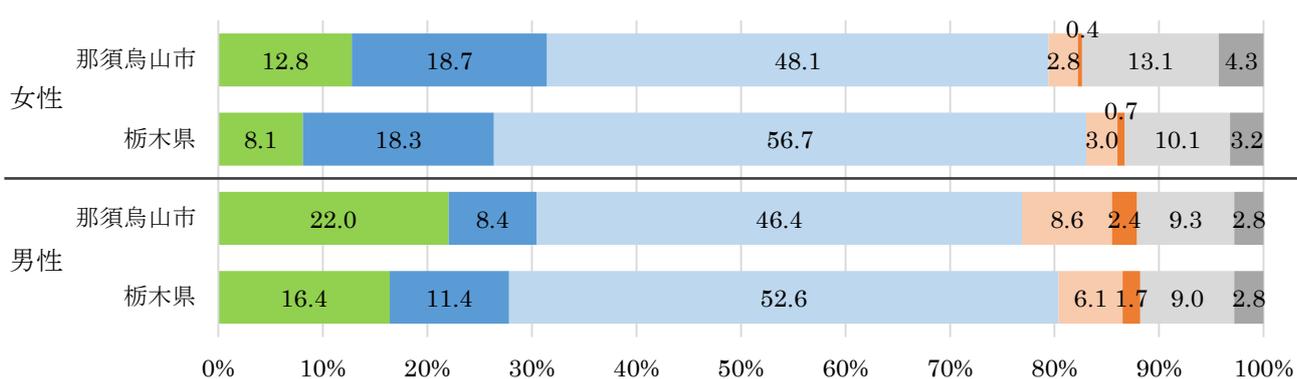
男女の地位の平等感 (7) 法律や制度の上で

■ 平等 ■ 男性優遇 ■ どちらかといえば男性優遇 ■ どちらかといえば女性優遇 ■ 女性優遇 ■ わからない ■ 無回答



男女の地位の平等感 (8) 社会全体の中で

■ 平等 ■ 男性優遇 ■ どちらかといえば男性優遇 ■ どちらかといえば女性優遇 ■ 女性優遇 ■ わからない ■ 無回答

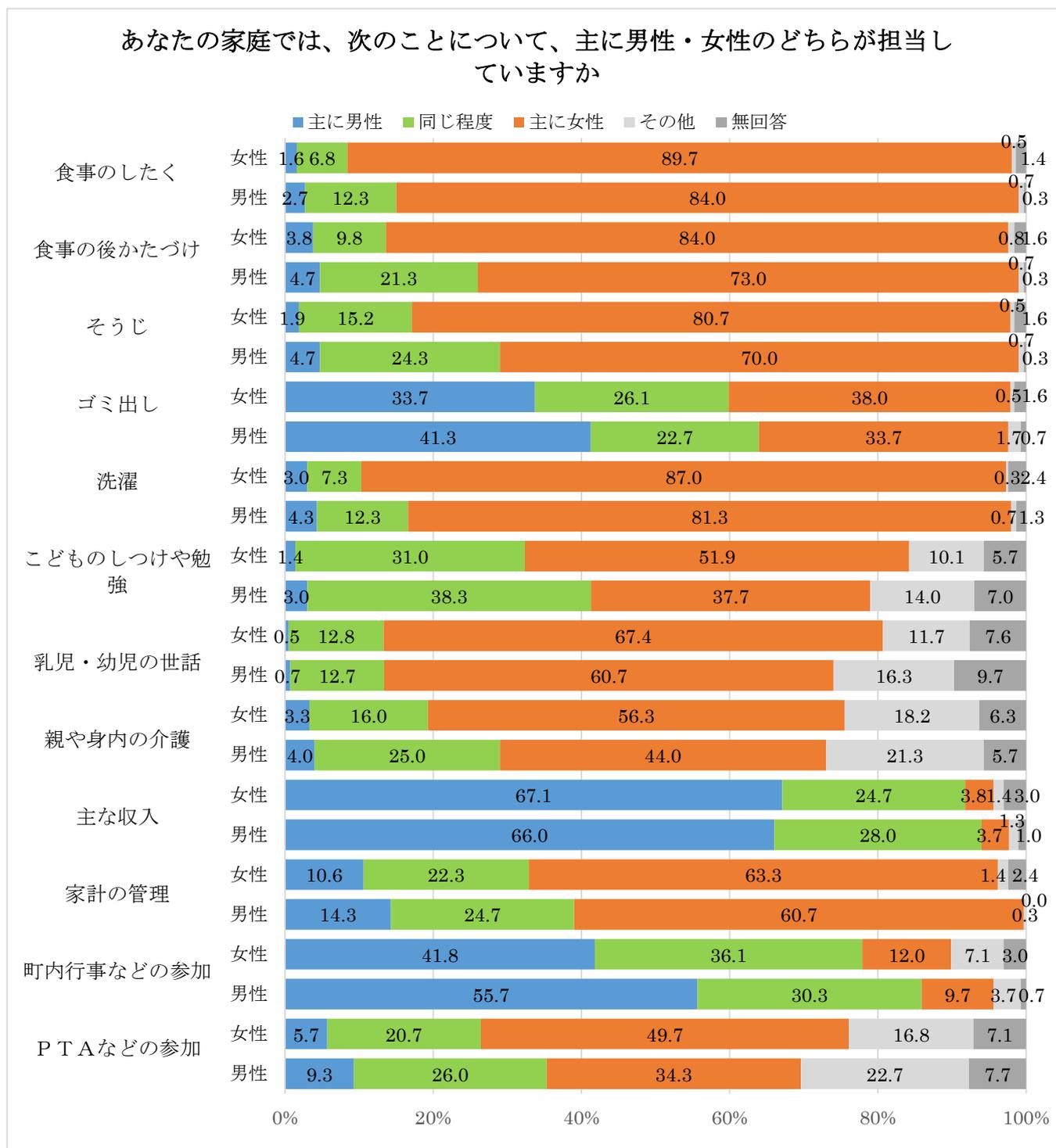


平等感については、男女とも「学校教育の場」が最も多く、女性43.1%、男性52.9%となっており、「法律や制度の上」(女性23.1%、男性45.4%)、「家庭生活」(女性23.1%、男性36.3%)と続いている。

なお、全ての項目において、男性より女性の方が『男性優遇』と回答している割合が高く、女性より男性の方が『平等』と回答している割合が高かった。

また、全体的に県と同様の傾向となったが、那須烏山市の方が「平等」と感じている割合が高かった。

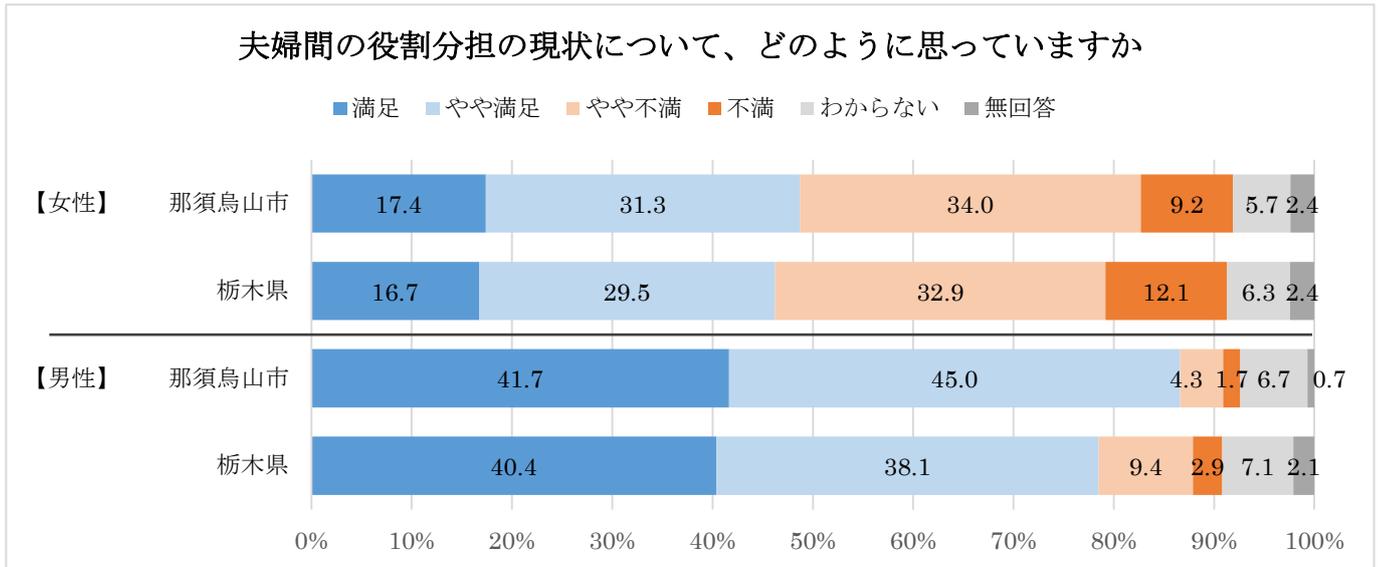
問3 家庭で主に男性・女性のどちらが担当しているか（既婚のみ）



ほとんどの項目で女性が主に担当しているという結果になった。特に、食事のしたく（女性89.7%）、洗濯（女性87.0%）、そうじ（女性80.7%）と、家事と言われるものについては圧倒的に女性が多い。男性が多いものは、主な収入（男性66.0%）、町内行事などの参加（55.7%）、ゴミ出し（41.3%）。

ほぼ全ての項目で女性より男性の方が「主に男性が担当」「同じ程度担当」と回答している割合が高いことについては、男性は「主に男性」や「同じ程度」と思っているが、女性はそうは思っていないということの表れと言える。

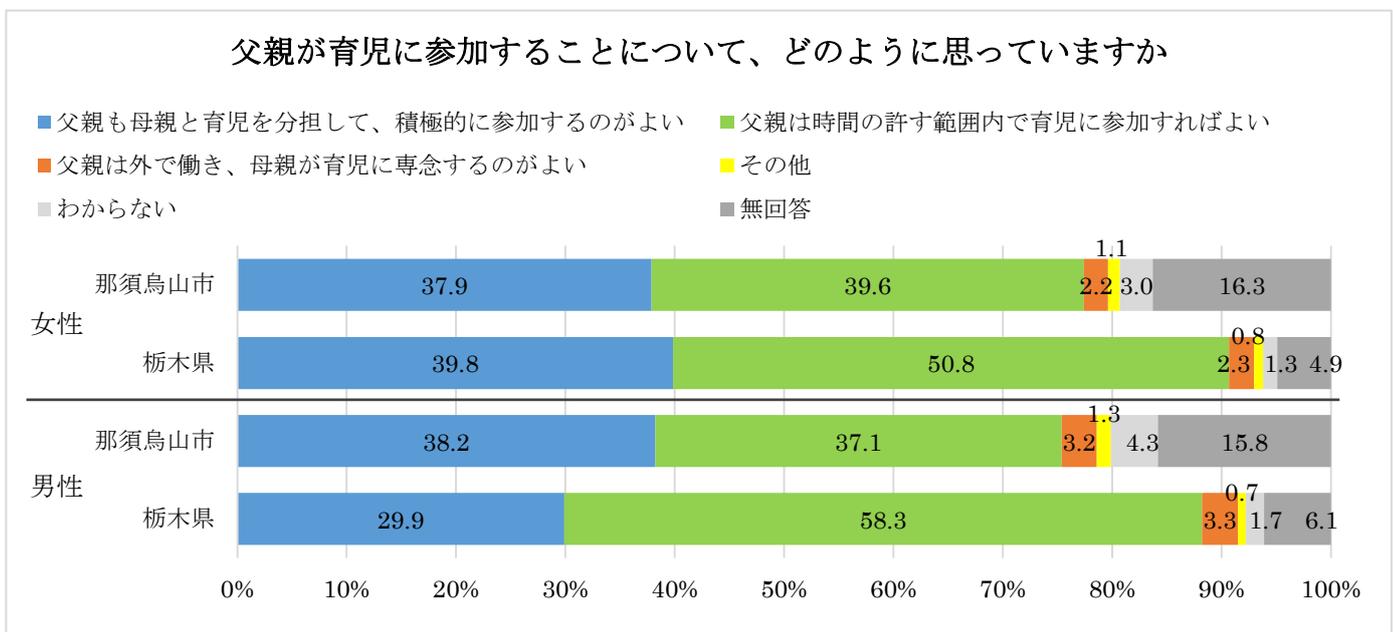
問4 夫婦間の役割分担の現状について（既婚者のみ）



女性においては、『満足』（やや満足を含む）と感じている人が48.7%、『不満』（やや不満を含む）と感じている人が43.2%と、満足が若干上回っている。

男性においては、『満足』（やや満足を含む）と感じている人が86.4%、『不満』（やや不満を含む）と感じている人が6%と圧倒的に満足が上回っている。女性と男性の感じ方が大きく異なっており、問3の結果からも、男性の家庭進出を促進させることが必要であると考えられる。

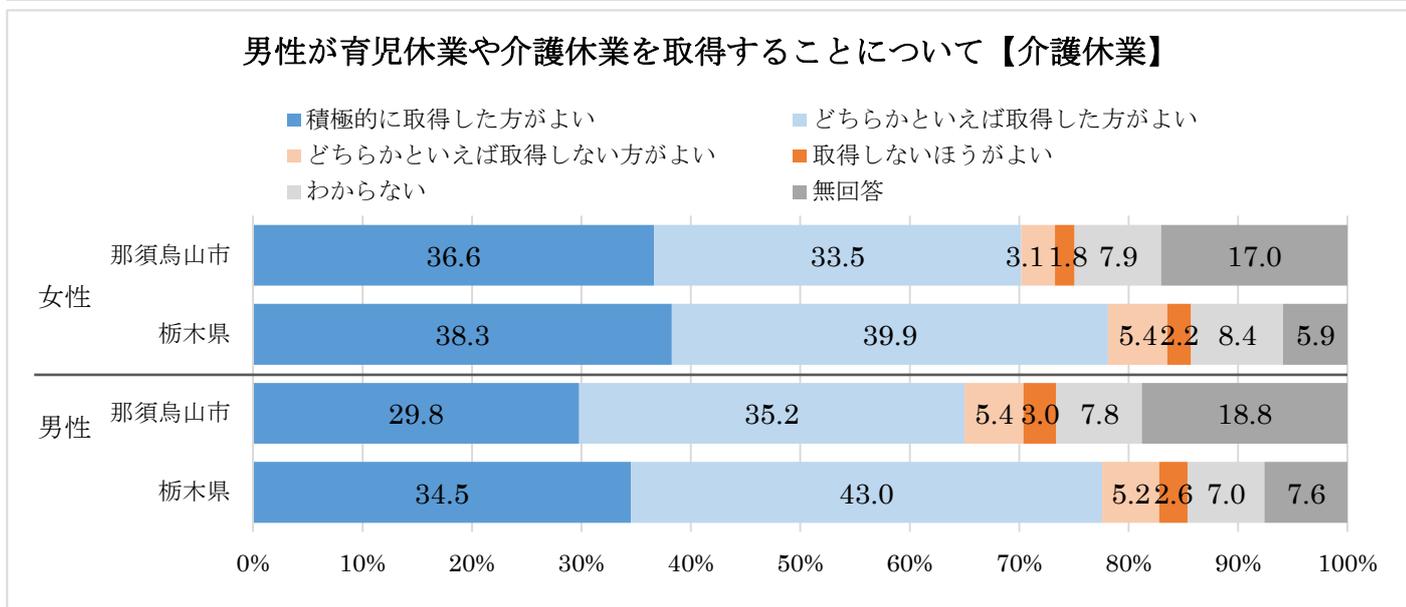
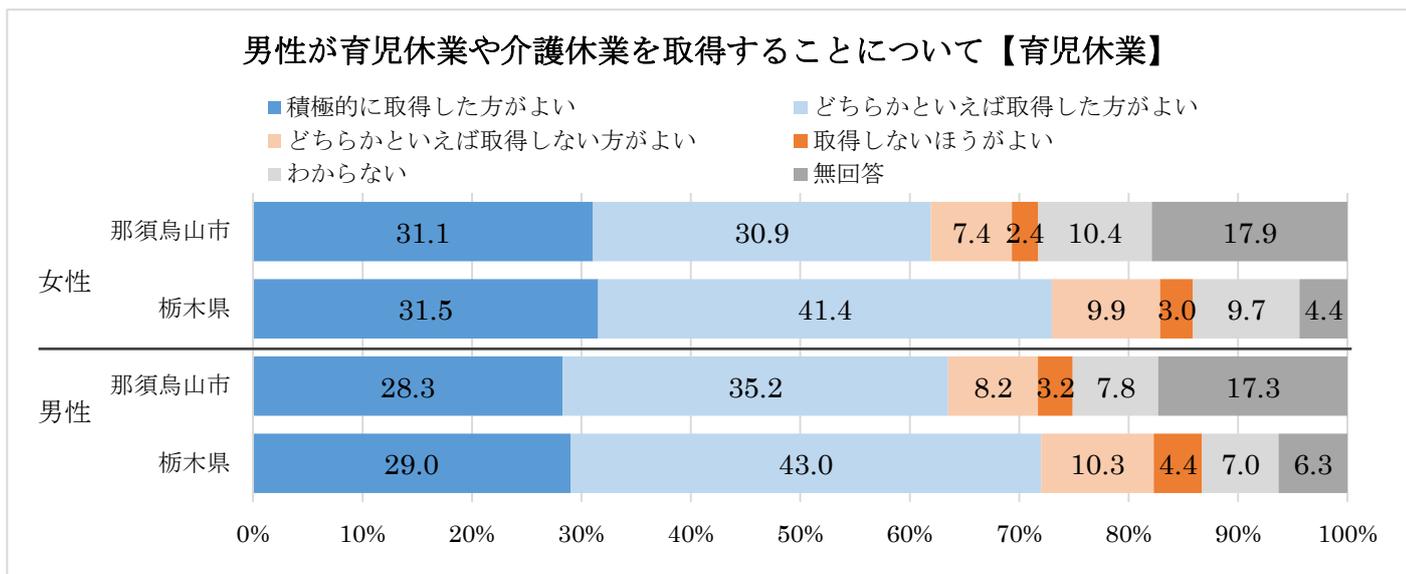
問5 父親が育児に参加することについて



女性においては「時間の許す範囲内」が39.6%と最も多く、次に「積極的に参加」の37.9%となっているのに対し、男性においては「積極的に参加」が最も多く38.2%、次に「時間の許す範囲内」の37.1%となっており、若干ではあるが女性と男性の回答割合が逆転している。

男性の「積極的に参加」という意見は県を8.3%上回っており、育児に積極的に参加するという考えはあるものの、実際の分担状況は問3の通りであり、行動に移せるような取り組みが必要である。

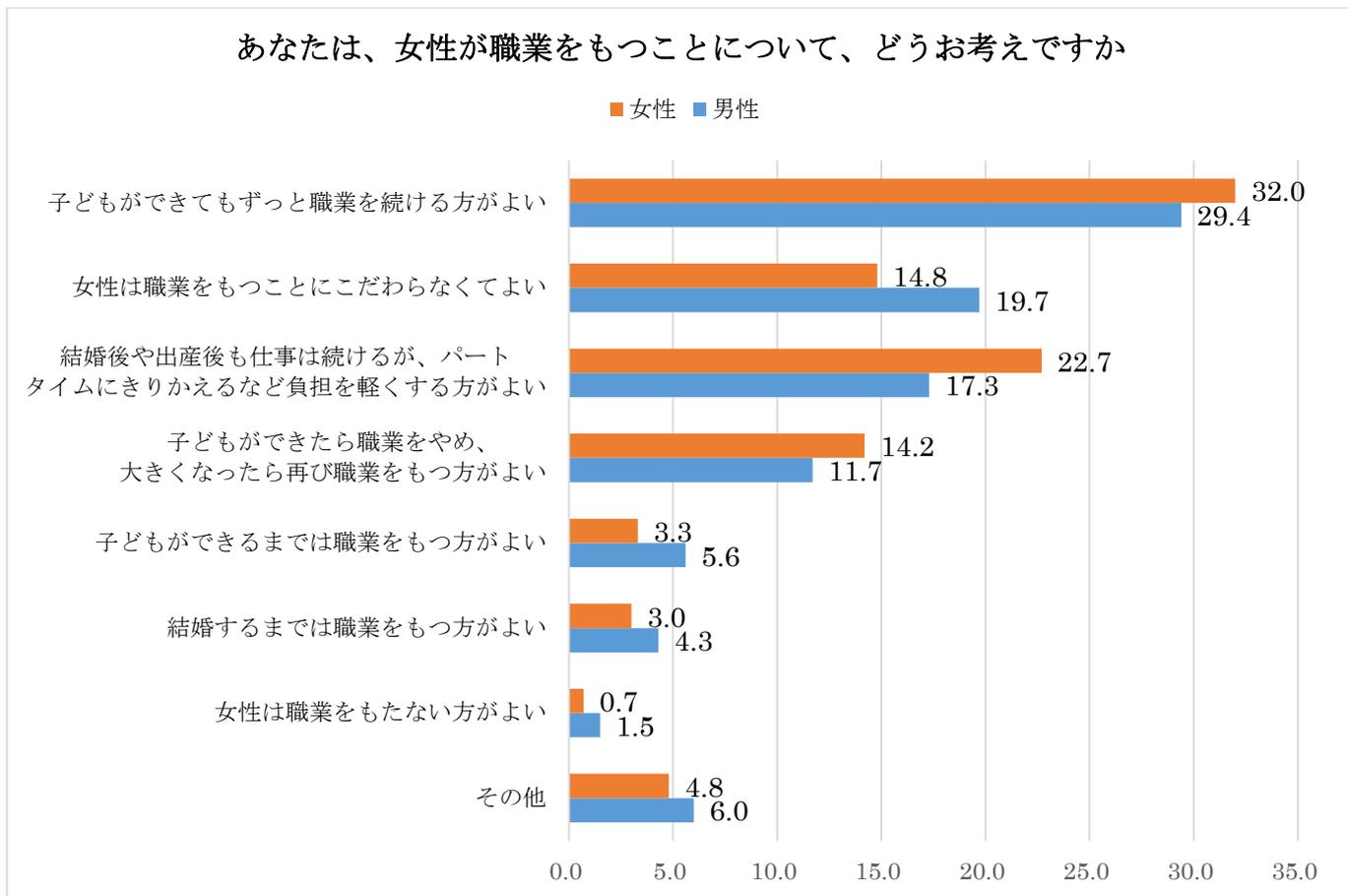
問6 男性が育児休業や介護休業を取得することについて



男女とも『取得した方がよい』（「どちらかといえば取得した方がよい」を含む）との回答が、育児休業・介護休業ともに60%以上になっている。

育児休業・介護休業とも『取得しない方がよい』（「どちらかと言えれば取得しない方がよい」を含む）はほぼ10%未満であり、各種休業についての男性取得に対する考え方や大切さは浸透してきている。

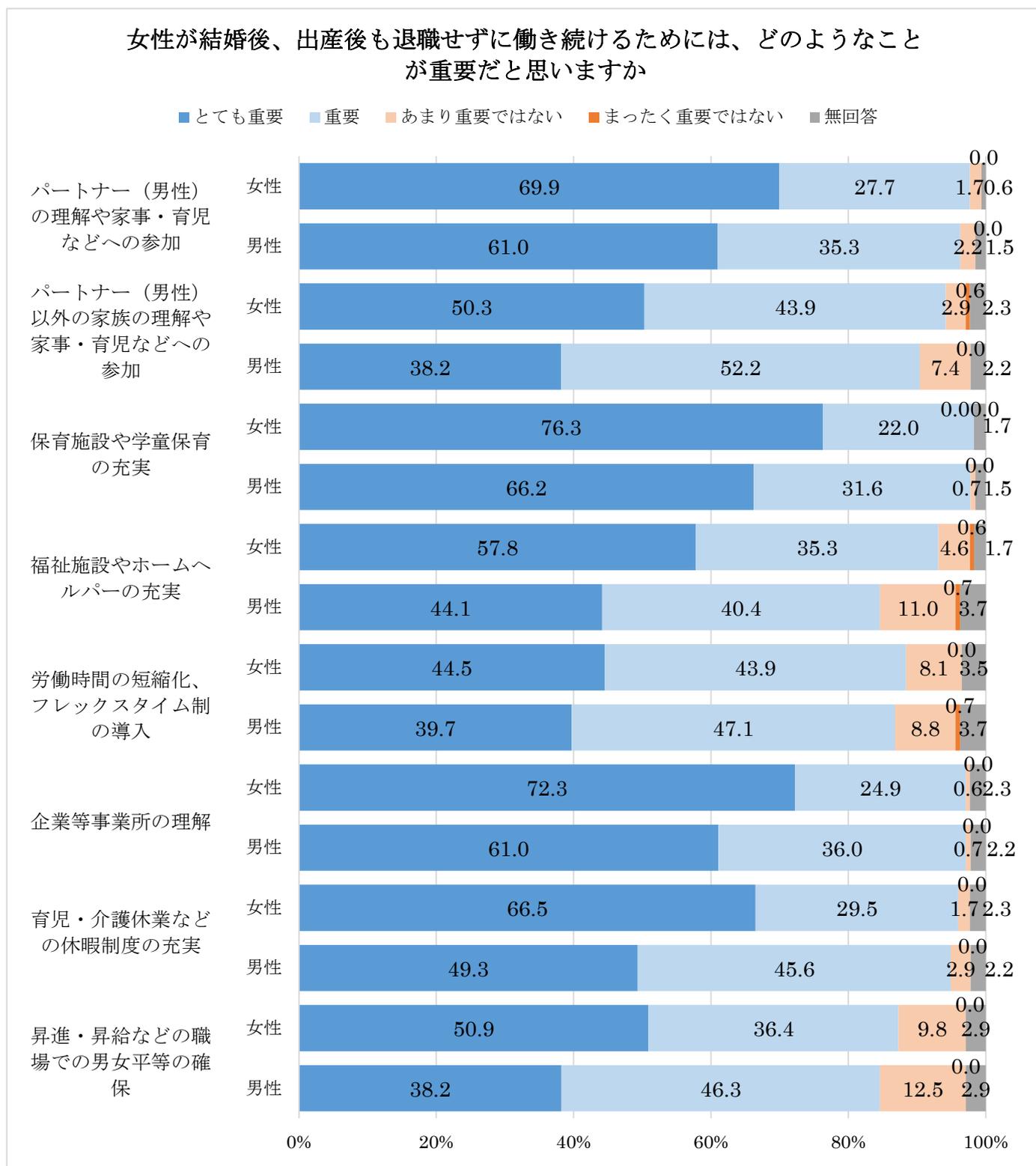
問7 女性が職業をもつことについて



男女とも「子どもができてからも職業を続ける方がよい」が最も多く、女性32.0%、男性29.4%となっており、「結婚後や出産後も仕事は続けるが、パートタイムに切り替えるなど負担を軽くする方がよい」（女性22.7%、男性17.3%）、「女性は職業を持つことにこだわらなくてよい」（女性14.8%、男性19.7%）と続いている。

「その他」については、そのうちの約7割が「個人の自由」という意見であり、残りの約3割は「家庭の収入が満足であれば働かなくて良い」など「金銭面」に関連する内容であった。

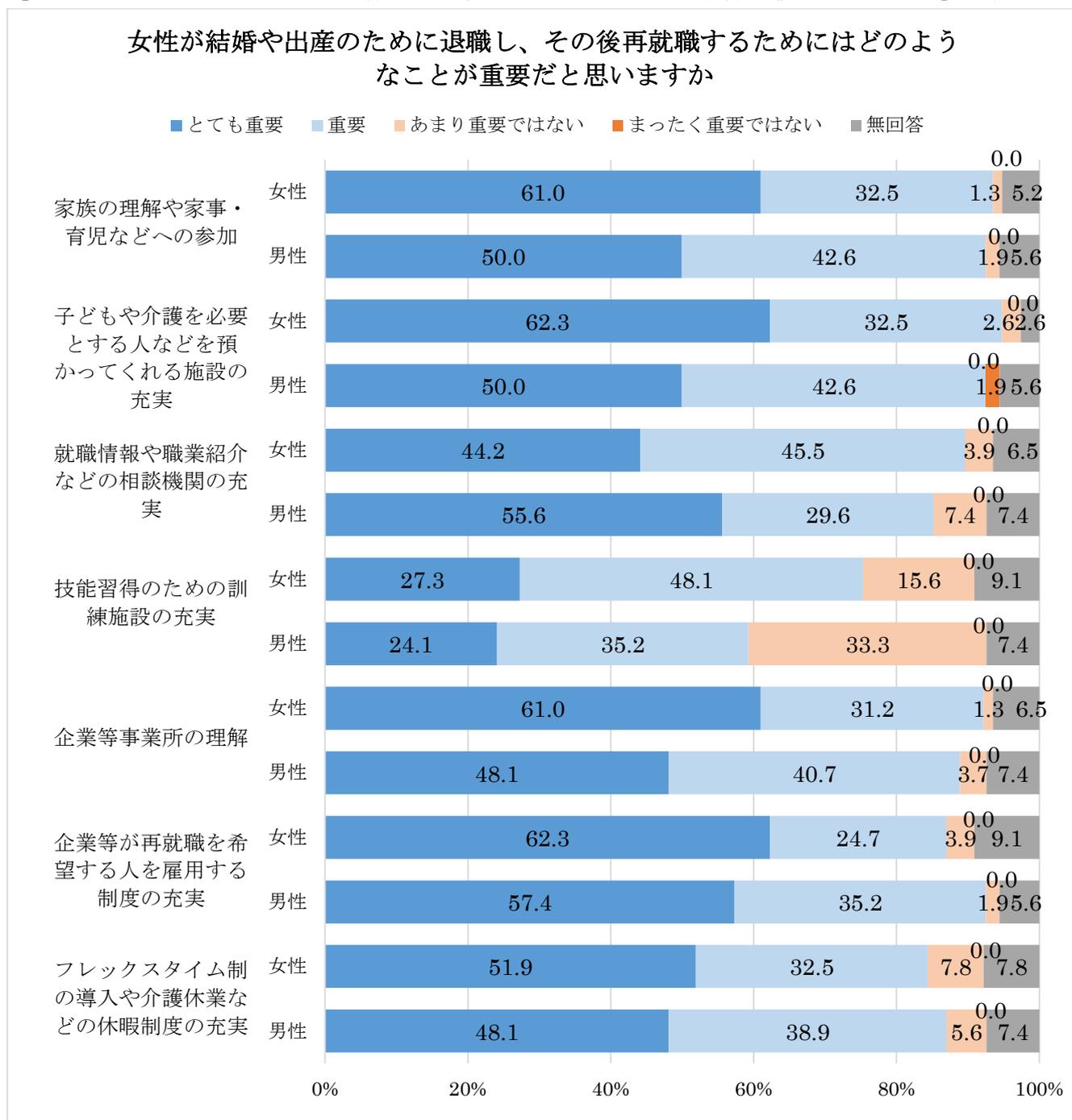
問7-1 女性が結婚後・出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと
 【※問7で「子どもができてみずっと職業を続ける方がよい」と答えた方のみ】



全ての項目で『重要』であるとの回答が大半を占めているが、その中でも「とても重要」という回答に着目すると、男女とも「保育施設や学童保育の充実（女性76.3%、男性66.2%）」が最も多く、「企業等事業所の理解（女性72.3%、男性61.0%）」、「パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加（女性69.9%、男性61.0%）」と続いている。

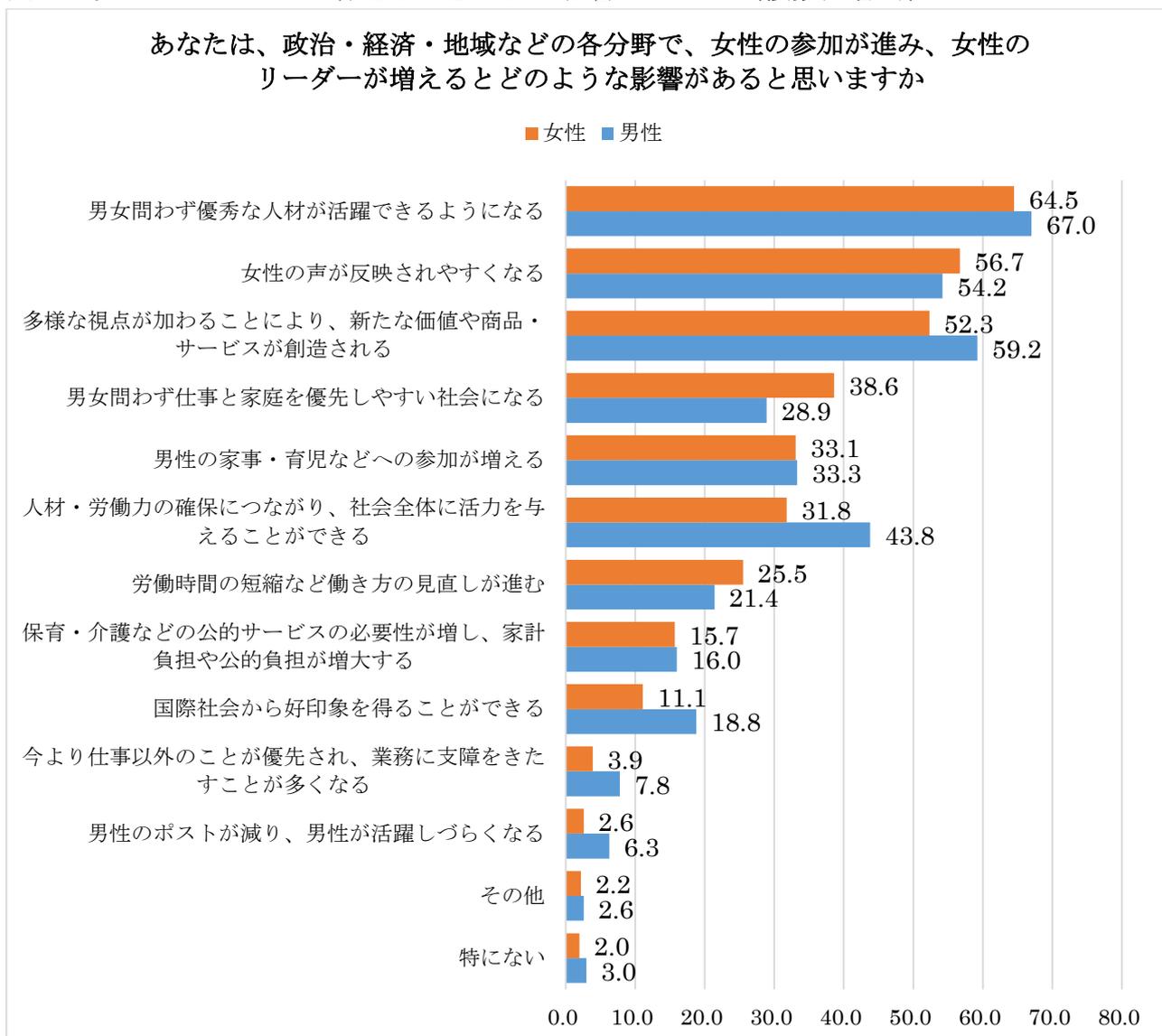
問7-2 女性が結婚や出産のために退職し、再就職するために重要なこと

【※問7で「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を続ける方がよい」と答えた方】



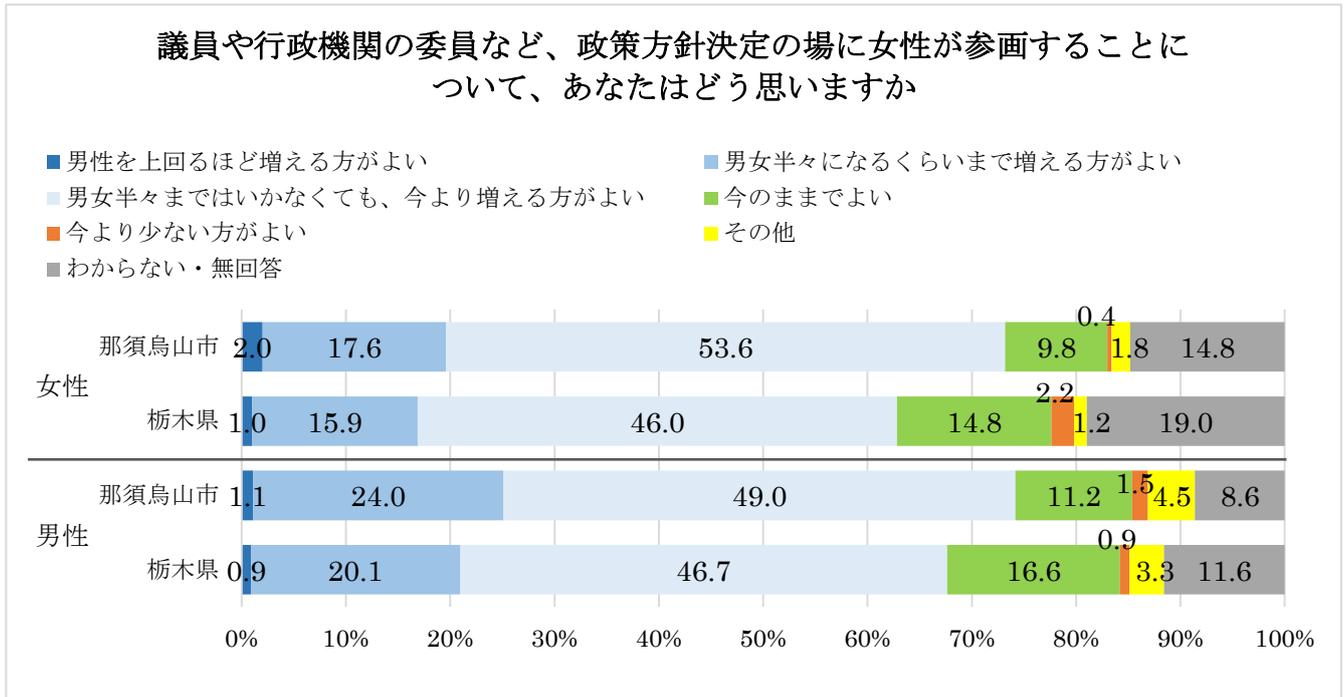
ほとんどの項目で『重要』であるとの回答が大半を占めているが、その中でも「とても重要」という回答に着目すると、女性においては「家族の理解や家事・育児などへの参加」「子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実」「施設の充実」「企業等事業所の理解」の項目で60%以上、男性においては「就職情報や職業紹介などの相談機関の充実」「企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実」の項目で60%近い回答となっている。

問8 女性のリーダーが増えることによる影響について（複数回答可）



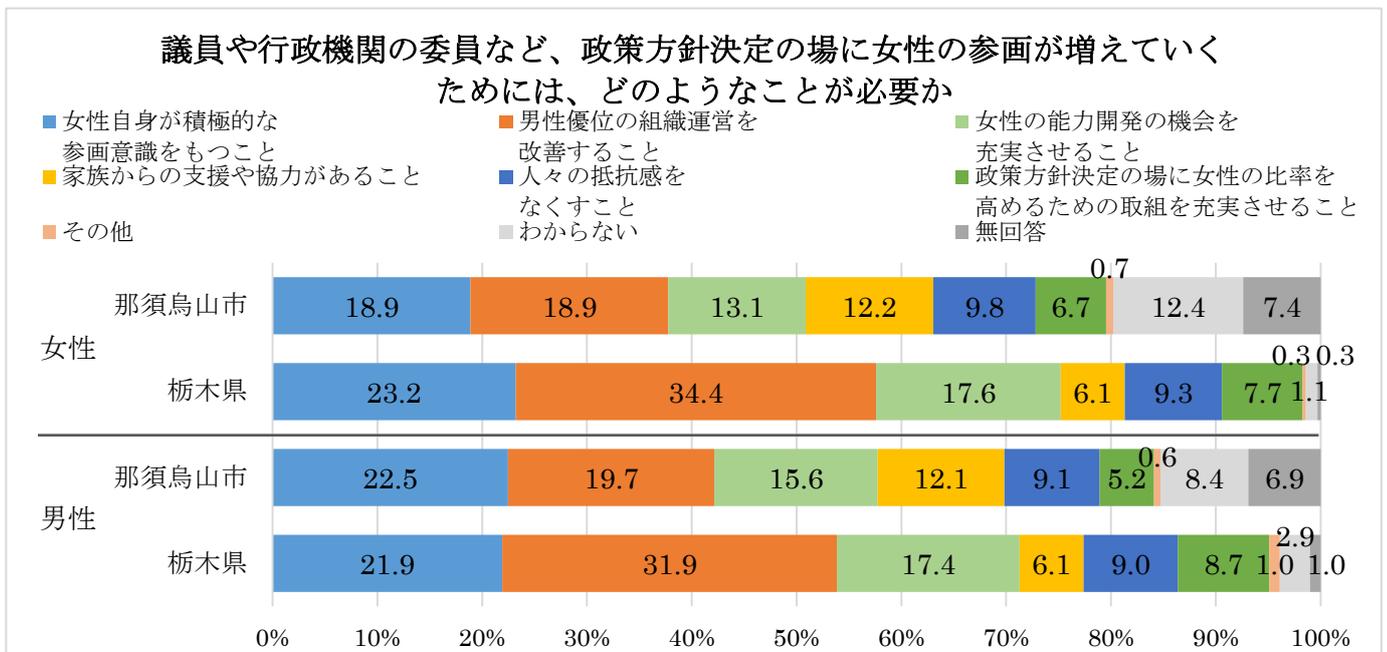
男女とも「男女問わず優秀な人材が活躍できる」が最も多く、女性64.5%、男性67.0%となっており、「女性の声の反映」（女性56.7%、男性54.2%）、「多様な視点による新たな価値や商品・サービスの創造」（女性52.3%、男性59.2%）が続いている。順番の前後はあるが、上位3つは男女とも同じ項目が選ばれている。

問 9 政策方針決定の場に女性が参画することについて



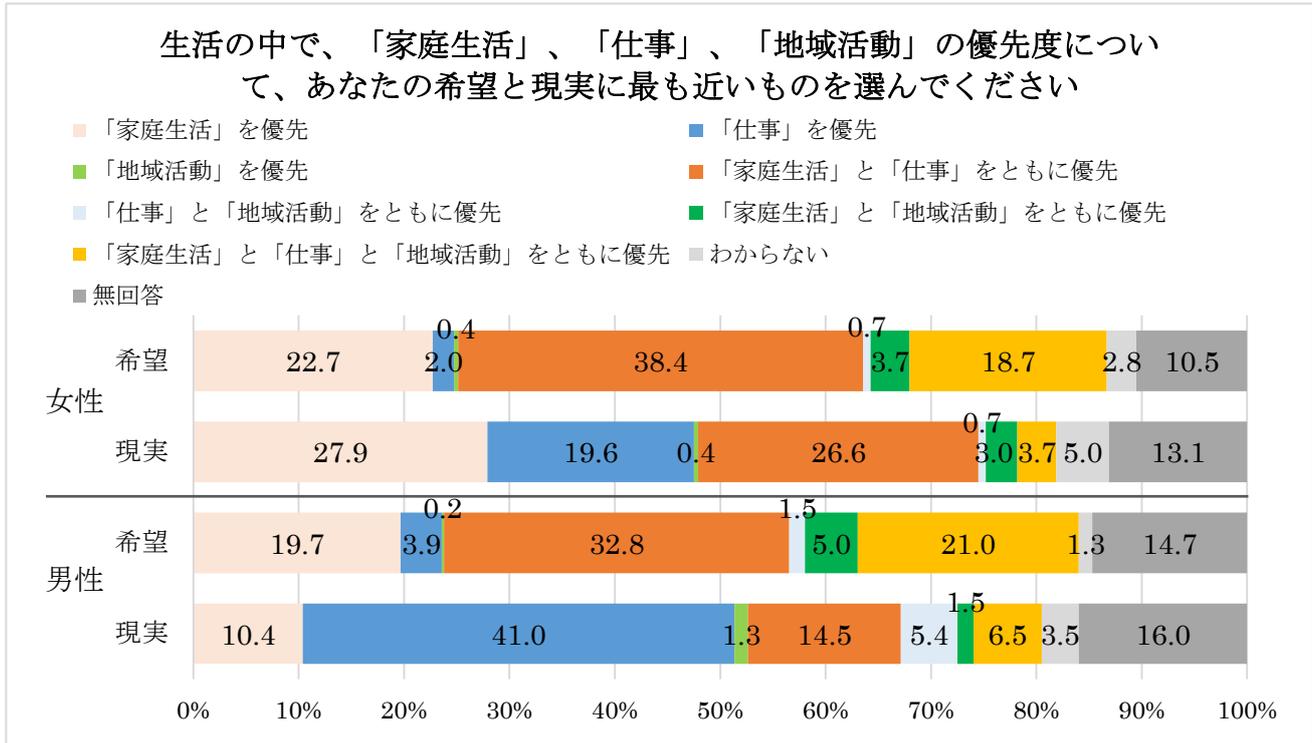
男女とも「男女半々まではいかななくても、今より増える方がよい」が最も多く、女性53.6%、男性49.0%であった。「男性を上回るほど」「男女半々くらいまで」を含めた政策方針の場への女性参画の増加に賛成という意見は、女性73.2%、男性74.1%と男女とも7割を超え、県と比べても女性が10.3%、男性が6.4%上回っている。

問 10 政策方針決定の場に女性の参画が増えていくためにどんなことが必要か



男女ともに「女性自身の積極的な参画意識をもつこと」が最も多く、女性18.9%、男性22.5%となっており、「男性優位の組織運営の改善」（女性18.9%、男性19.7%）、「女性の能力開発の機会充実」（女性13.1%、男性15.6%）と続いている。県は男女とも「男性優位の組織運営の改善」が最も多く、考えの違いが出ている。

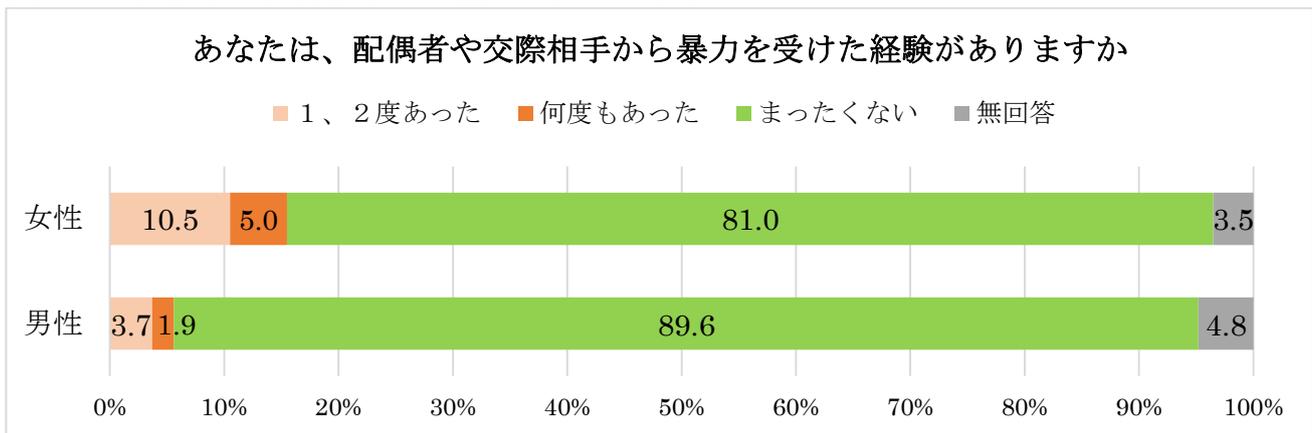
問 1 1 生活の中での希望と現実について



「希望」については、男女とも「家庭生活と仕事をともに優先」が最も多く、女性38.4%、男性32.8%となった。また、「家庭生活と仕事と地域活動をともに優先」という様々な活動を並立させたいという意見も多かった。

「現実」については、女性においては「家庭生活優先」との回答が最も多く27.7%、男性においては、「仕事優先」が最も高く41.0%となっており、希望と現実には開きが生じている。

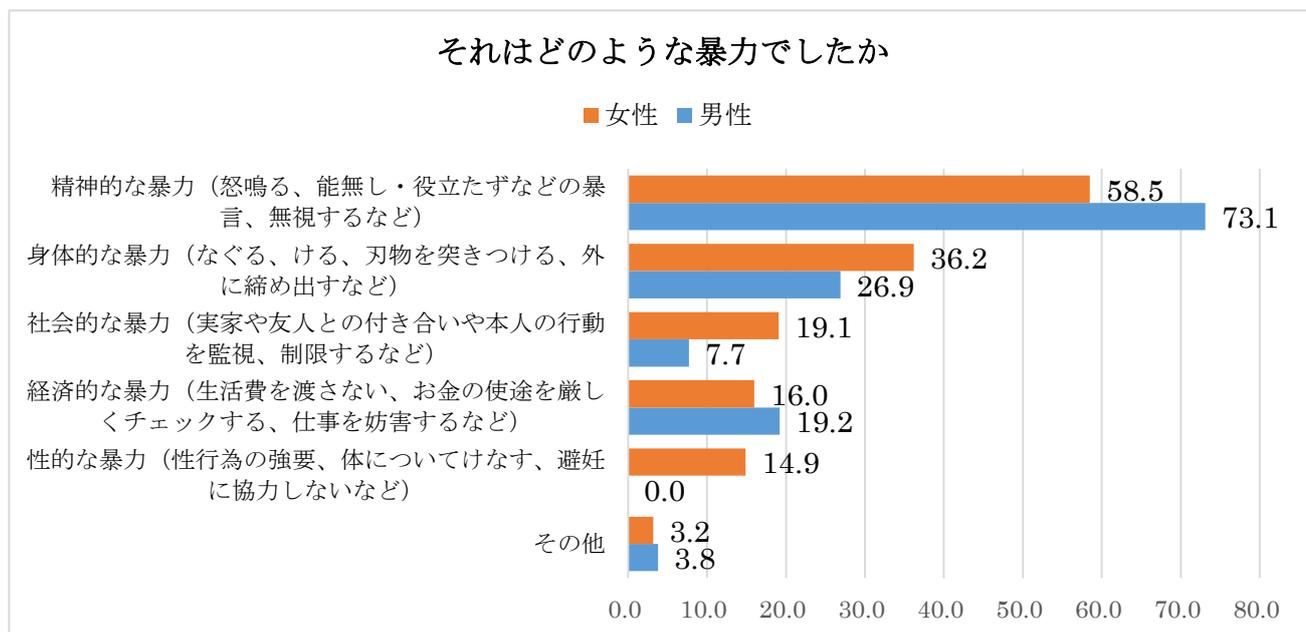
問 1 2 配偶者や交際相手から暴力を受けた経験があるか



暴力を受けた経験について、女性15.5%、男性5.6%が「配偶者や交際相手から暴力を受けた経験がある」と回答している。

また、そのうち女性5.0%、男性1.9%が「何度もあった」と回答している。

問13 それほどのような暴力だったか【問12で「1、2度」「何度も」と答えた方のみ】
(複数回答可)

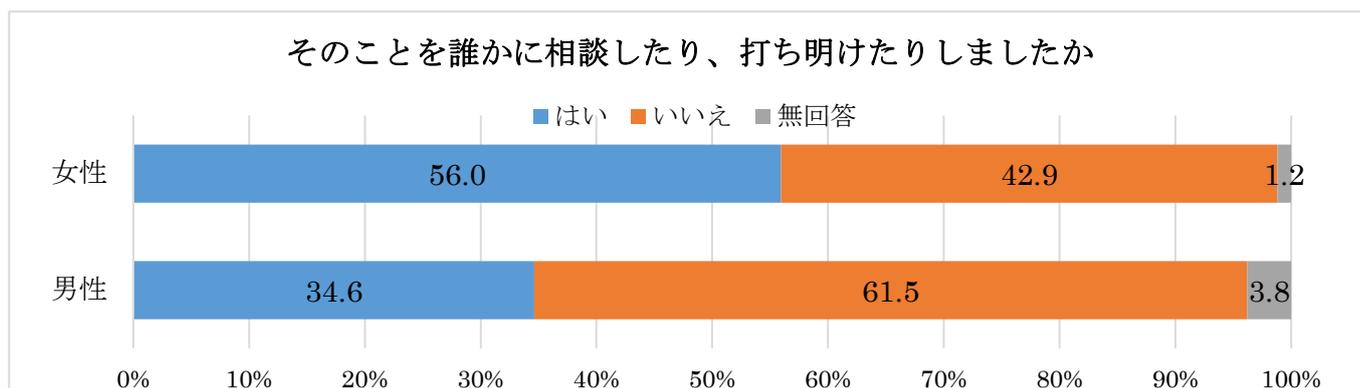


男女とも「精神的な暴力」が最も多く、女性58.5%、男性73.1%となっており、次に「身体的な暴力」で女性36.2%、男性26.9%となっている。

また、女性においては、「社会的な暴力」19.1%、「経済的な暴力」16.0%、「性的な暴力」14.9%と、「精神的」「身体的」以外の暴力についてもそれぞれ20%近い回答があった。

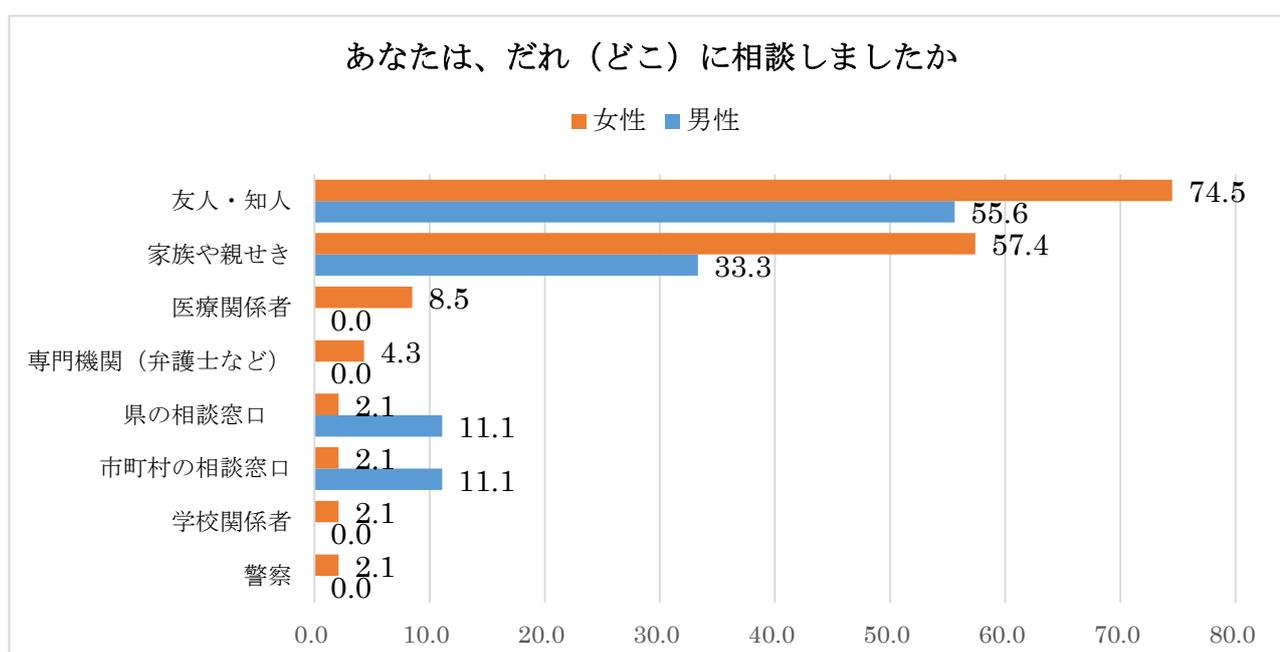
なお、「社会的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」と回答した人のほとんどは、それ単独ではなく「精神的な暴力」「身体的な暴力」との複合であった。(複数回答可)

問14 誰かに相談したり、打ち明けたりしたか【問12で「1、2度」「何度も」と答えた方】



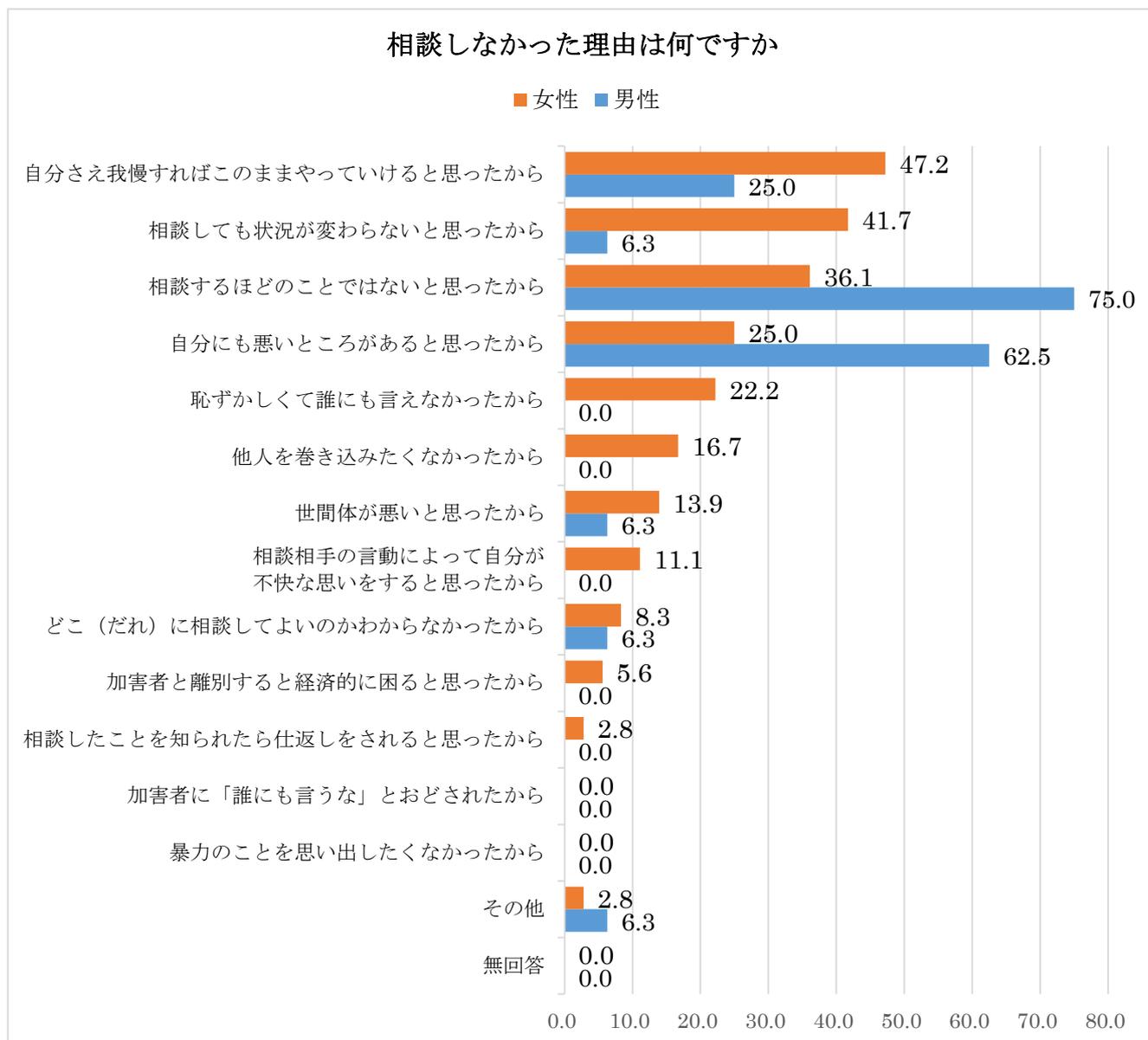
女性については、「はい」が56.0%、「いいえ」が42.9%と、相談した割合の方が多かった。男性については、「はい」が34.6%、「いいえ」が61.5%と、相談していない割合が約2倍であった。男女とも相談や打ち明けたりするといったことは決して多くはなく、被害者がDVを受けたことに対し相談できずにいる状況であった。

問15 だれ（どこ）に相談したか【問14で「はい」と答えた方】（複数回答可）



男女とも身近な人が大半を占めており、友人・知人（女性74.5%・男性55.6%）、家族・親戚（女性57.4%、男性33.3%）となっている（複数回答可）。友人・知人への相談が最も多く、家族よりも多くなっている。医療関係者、専門機関、行政の窓口等へ相談した人は非常に少なく、有効に活用されていない状況である。（複数回答可）

問16 相談しなかった理由について【問14で「いいえ」と答えた方のみ】(複数回答可)

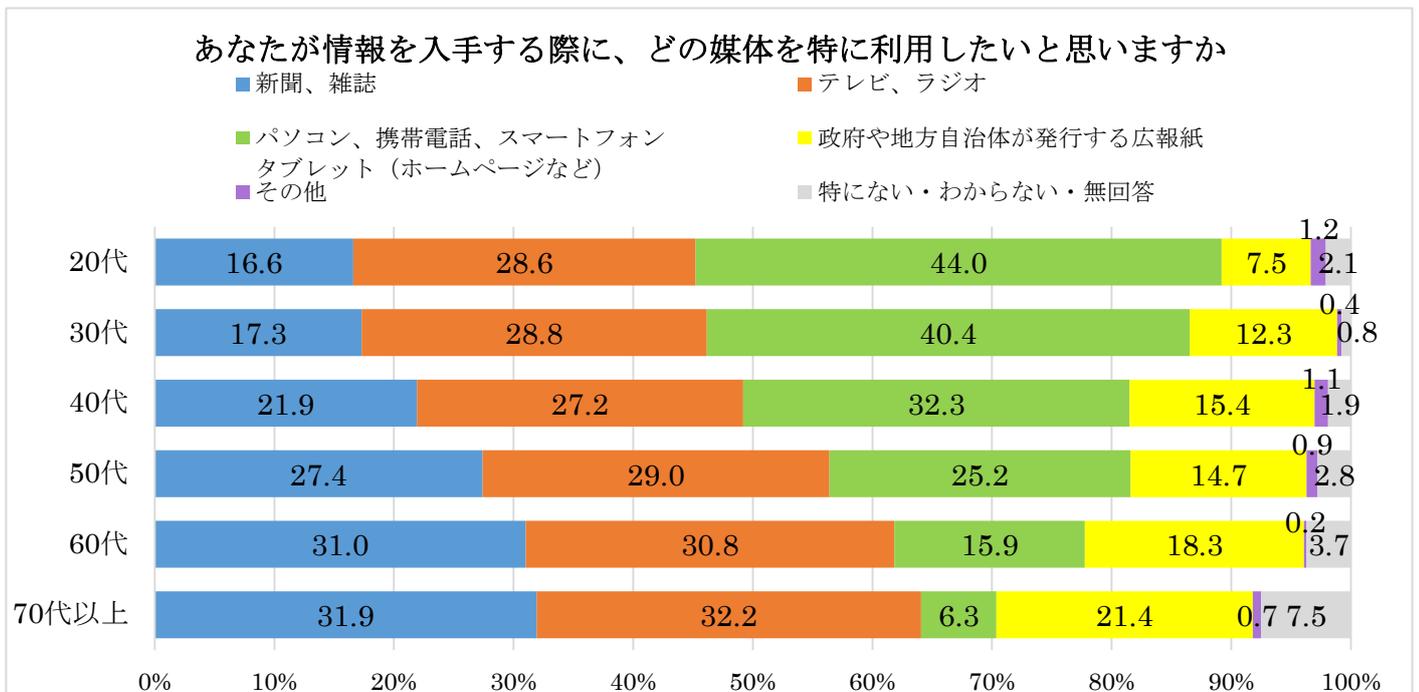
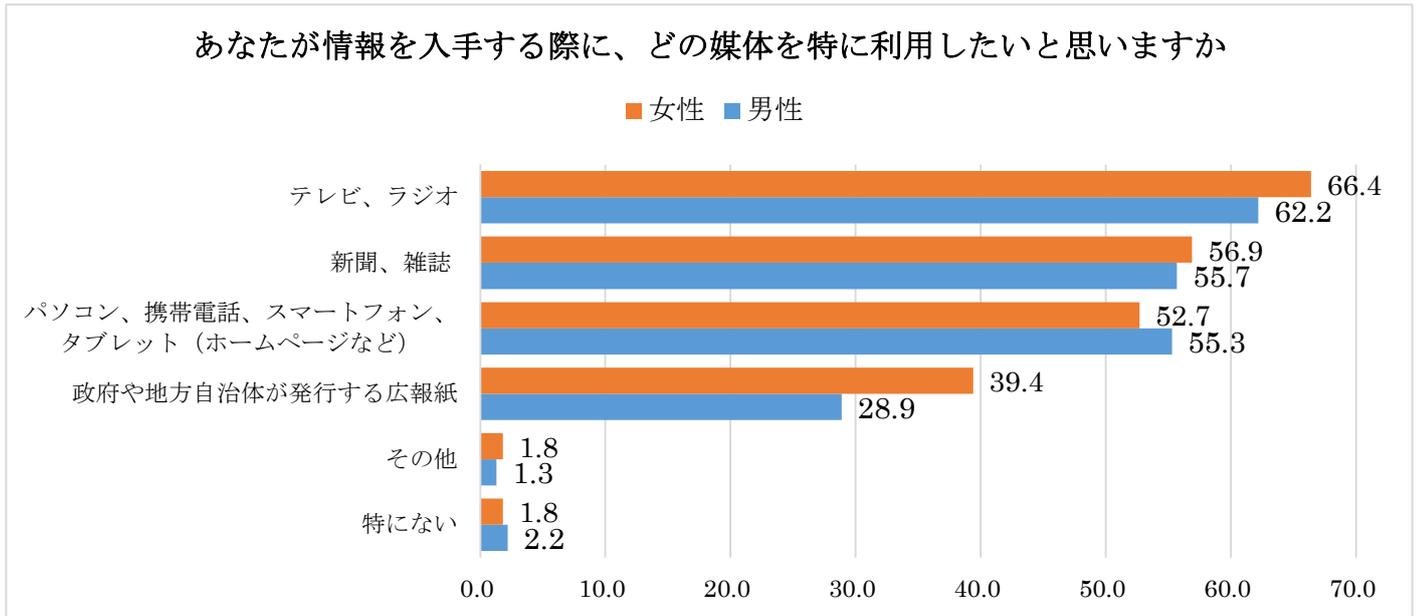


女性については、「自分さえ我慢すればこのままやっていける」が最も多く47.2%、「相談しても状況は変わらない」41.7%、「相談するほどのことではない」36.1%と続いている。

男性については、「相談するほどのことではない」75.0%、「自分にも悪いところがある」62.5%の2つに集中している。

「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかった」と回答した人は、女性8.3%、男性6.3%とどちらも少数であった。

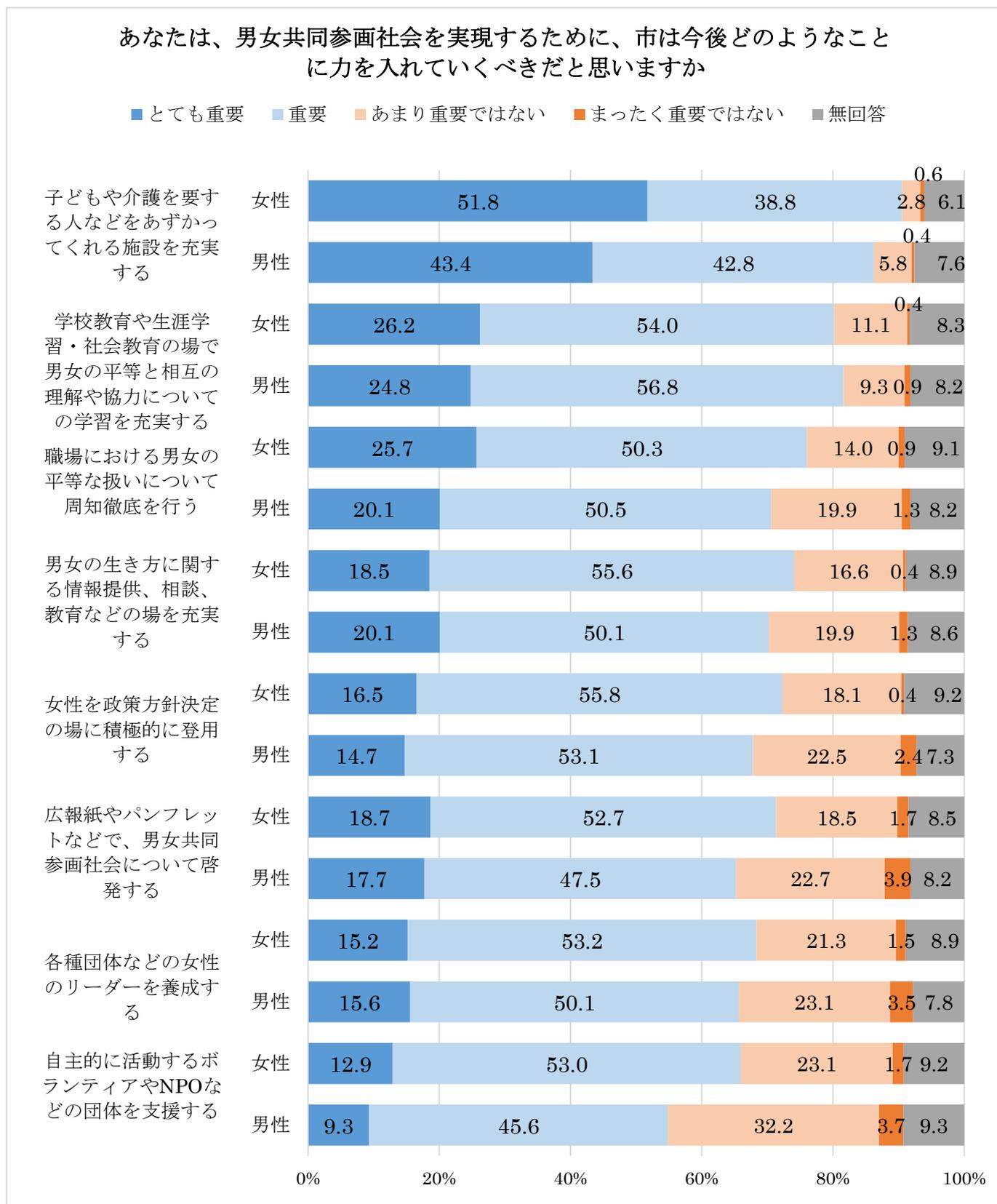
問17 情報を入手する際に、利用したい媒体について（複数回答可）



男女とも「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」「パソコン・スマートフォン等」「政府や地方自治体が発行する広報紙」の順で、男女差は大きくない。

年代別で見ると、「パソコン・スマートフォンなど」は20代が最も多く、年代が上がるにつれて少なくなっている。それに対して、残りの3項目「新聞、雑誌」「テレビ、ラジオ」「広報紙」については、70代以上が最も多く、年代が下がるにつれて少なくなっている。

問18 男女共同参画社会の実現のため、市が力を入れるべきこと



男女とも全ての項目で『重要』（「とても重要」「重要」の合計）が70%前後かそれ以上であった。その中でも「子どもや介護を要する人をあずかってくれる施設の充実」が女性90.6%、男性86.2%と最も多く、この項目に対しては「とても重要」との回答が5割前後と、他の項目よりも非常に多い結果となった。

3 市民意識調査などから見る那須烏山市の課題

計画策定にあたって実施した市民意識調査の結果や統計などから、下記の課題に取り組む必要があります。

- ・「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について、若い年代の方が低くなる傾向が見られたものの、50代から20代までの数値はほぼ同程度であり、解消には至っていません。
- ・「男女共同参画を実現するために市が力を入れること」について、「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」ことが上位に挙げられています。
- ・配偶者や交際相手から暴力を受けた経験がある人のうち、誰かに相談した割合は半数程度であり、まだ半数の人が相談できていない状況です。その相談先も友人や家族がほとんどであり、専門機関が有効に活用されていません。加えて、DVが身体的暴力だけではなく、人との付き合いや行動を制限するなどの社会的暴力や、お金の使途をチェックするなどの経済的暴力もDVに含まれますが、本人が認識できていないケースも考えられます。

⇒人権の尊重に基づいた男女共同参画に関する意識づくり

- ・家庭における「食事のしたく」「そうじ」「洗濯」などについて、ほとんどの項目で「主に女性が担当している」という結果であり、夫婦間の現状についての満足感の男女差に繋がっていると考えられます。
- ・「職場における男女の地位」について平等と回答した割合はまだまだ低いほか、「女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けるため」「女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するため」に重要なこととして、どちらにおいても「企業等事業所の理解」がとても重要と回答する割合が高くなっています。
- ・「議員や行政機関の委員など、政策方針決定の場に女性が参画すること」について、今以上の増加に賛成という意見が男女とも7割を超えています。一方で、現在の女性の参画状況は2割程度であり、審議会・委員会によっては女性不在の組織も存在します。

⇒家庭・職場・地域などあらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

- ・「生活の中の優先度」について、『希望』は「家庭生活と仕事」を両立する形が男女とも一番多かったものの、『現実』は「家庭生活を優先」や「仕事を優先」など1つのみを優先しているという状況で、仕事と家庭の調和が取れていない状況です。
- ・「男女共同参画を実現するために市が力を入れること」について、「子どもや介護を要する人などをあずかってくれる施設を充実する」ことが上位に挙げられており、女性が働き続けやすくなる仕組みが求められています。
- ・那須烏山市においても、高齢化率が上昇しているほか、高齢世帯数・ひとり親世帯数も増加しています。

⇒様々な人たちがお互いを支え合える社会づくり

資料編

那須烏山市男女共同参画推進委員会設置及び運営規程

平成29年3月31日規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、男女共同参画推進委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の規定に基づく男女共同参画計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づくDV防止基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定に基づく女性活躍推進計画（以下これらを「計画」という。）の策定並びにこれらに基づく施策の実施の推進に関し、基本となるべき事項について意見を求めるため、那須烏山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人（うち2人以内を公募）以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(部会)

第7条 委員会に第2条に規定する計画の個別事項を研究し、検討し及び協議するため、部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

那須烏山市男女共同参画推進委員会委員名簿

(敬省略)

氏名	所属等	備考
大金 仁	那須烏山市教育委員会	委員長
小堀 恵美子	栃木県女性教育推進協議会那須烏山支部	
地主 世津子	那須烏山市つばさの会	副委員長
藤川 伸一	人権擁護委員	
三森 紀子	公募委員	
矢口 和美	特定非営利活動法人 野うさぎくらぶ	
山中 正弘	公募委員	
横山 孝子	株式会社 悠愛	

※五十音順

計画策定の経緯

期 日	名 称	内 容
平成 29 年 7 月 10 日	第 1 回那須烏山市 男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長、副委員長の選出 ・ 策定の進め方について ・ 市民意識調査について
平成 29 年 8 月 17 日	第 2 回那須烏山市 男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画計画について ・ 市民意識調査の内容について
平成 29 年 8 月 31 日 ～ 9 月 19 日	男女共同参画市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等に関する意識、男女の地域社会参画、配偶者からの暴力等
平成 29 年 10 月 31 日	第 3 回那須烏山市 男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査結果について ・ ウィメンズハウスとちぎ講演会
平成 29 年 12 月 13 日	第 4 回那須烏山市 男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画計画の内容について ・ 計画の名称について
平成 30 年 1 月 17 日	第 5 回那須烏山市 男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画計画（素案）について
平成 30 年 3 月 14 日	第 6 回那須烏山市 男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活

における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国

会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道

府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充て

る。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参

画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の

規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努め

るとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関

する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相

談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助

を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、

当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるい

ずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除

く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に

属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、

口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、

当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令

が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法

務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活

動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にあ

る相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 被害者被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第6条 第1項 配偶者又は配偶者であった者
同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第10条 第1項から第4項まで、第11条 第2項 第2号、第12条 第1項 第一号から第四号まで及び第18条 第1項

配偶者 第28条の2に規定する関係にある相手
第10条 第1項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以

下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他

の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定

めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目

標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主

が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該

承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定は

この項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以

下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占め女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を

公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、

30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 - 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 - 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規

定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。